





### 「豊かな環境が支える産業都市・あなん」をめざして

阿南市は、徳島県の東部に位置し、海岸域は室戸阿南海岸国 定公園に指定され、海岸美を誇るとともに、市域の6割は比較 的緩やかな山地で、南部には竹林が多く見られます。また、北 部には一級河川・那賀川がゆったりと流れ平野部を潤し、紀伊 水道には栄養塩の恵みをもたらしています。このような本市の豊 かな自然環境は私たちの生活、産業、そして文化を形成し、支 えてきました。



本市では、平成24年(2012年)に「阿南市環境基本条例」 に基づき「阿南市環境基本計画」を改定し、環境の保全及び創

造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。さらに、地球温暖化対策や生物多様性保全等の社会情勢の変化に対応するため、平成29年(2017年)に本市域の温室効果ガスの排出削減に向けた「阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)」、令和元年(2019年)に生物多様性保全・活用に向けた「生物多様性あなん戦略」を策定しました。

また、国では、平成30年(2018年)に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を推進しています。そして、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」を目指すべき社会の姿として掲げています。

こうした背景を踏まえ、この度、阿南環境基本計画の3回目の改定を行いました。本市の望ましい環境像を「豊かな環境が支える産業都市・あなん」として、本市の環境を愛し、尊重する姿勢を明確にし、環境を経済・社会を支える基盤として豊かで持続可能な状態に保つことをめざしてまいりたいと考えております。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって、安全・安心な日常の大切さを痛感することとなりました。環境を取り巻く社会情勢の変化や様々な環境課題に対処して、本市の良好な環境を次世代に継承していくため、地域の想いを大切にしながら、市民・事業者・市等が一体となって環境施策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、多大な御尽力や貴重な御意見を賜りました阿南市環 境審議会委員、阿南工業高等専門学校をはじめ、市民、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年(2021年)3月

阿南市長 表原立磨



# 第3次阿南市環境基本計画

目次

第	計画の基本となる事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	1-1 計画策定の趣旨 ••••• 1
章	1-2 計画の位置づけ 1
	1-3 計画の役割 2
	1-4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	1-5 計画の対象範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1)対象地域 2
	(2)環境の範囲 2
	1-6 計画の推進主体および役割 ・・・・・・・・・・・ 3
第	計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2章	2-1 持続可能な開発に関する社会の動き
章	(1)持続可能な開発と地球サミット •••••• 4
	(2)持続可能な開発目標(SDGs:sustainable development goals)の採択 • • 4
	(3)日本におけるSDGs の取組 ••••• 5
	2-2 気候変動対策に関する社会の動き
	(1)気候変動枠組条約から京都議定書、パリ協定へ ・・・・・・・ 5
	(2)日本における地球温暖化対策一緩和策と適応策 ・・・・・・・・ 5
	(3) 徳島県における脱炭素化社会実現に向けた野心的な動き ・・・・・・6
	(4) 阿南市における地球温暖化対策 ・・・・・・・・・・・・・・ 6
	2-3 生物多様性の保全に向けた社会の動き
	(1)生物多様性条約、生物多様性国家戦略 ••••• 7
	(2) 徳島県における「生物多様性とくしま戦略」の策定と改定 ・・・・・ 7
	(3)阿南市における「生物多様性あなん戦略」の策定 ・・・・・・・ 7
	2-4 循環型社会に向けた社会の動き ••••• 9
	2-5 国における第五次環境基本計画の概要 ・・・・・・・・・ 9
	(1)環境基本計画とは ••••• 9
	(2) ポイント1: SDGs とパリ協定採択後に初めて策定された計画 •••• 9
	(3) ポイント2: 地域循環共生圏の構築 ・・・・・・・・・・・・9
	2-6 徳島県における第3次環境基本計画の概要
	2-7 阿南市総合計画の概要 10
	(1)阿南市総合計画2021▶2028基本構想 ••••• 10
第	目指す環境像及び基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3	3-1 目指す環境像 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3章	3-2 基本目標 ••••••• 12

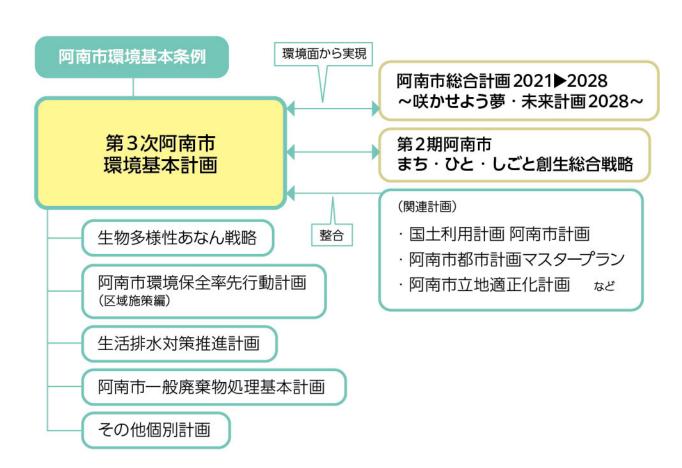
	資料3 阿南市環境基本	条例		資料6	第3次環境基本	計画策定経過
		境基本計画の成界 市環境に関する市	見まとめ 5民アンケート結果	資料4 資料5	阿南市環境基本 阿南市環境審議	
	資料					54
	7-2 環境配慮指針					50
	(2)環境配慮指針の構成	艾•••••				50
章	(1)目的					50
7	7-1 環境配慮の基本的	事項				50
第	環境配慮指針					50
	6-4 計画の見直し					49
	(3)広域的な連携による	施策の推進				49
	(2) 財政的措置		0 0 0 0 0 0 0 0 0			49
	(1)多様な主体の参画		0 0 0 0 0 0 0			49
	6-3 計画推進の基盤整	· 備				49
章	6-2 進行管理					49
6 章	6-1 推進体制					49
第	計画の推進					49
	5−3 地域循環共生圏の	探索・育成〜第二	このナカちゃん探し~	۰		48
章	5−2 環境の視点からの	第2期阿南市まち・	ひと・しごと創生総合	戦略への	貢献 •••	45
第 5 章	5-1 基本的な考え方					45
第	地域資源の育成と	推進すべき施	策の方向性			45
	(5)基本目標5参加·協	協働による環境活動	動の推進・・・			42
	(4)基本目標4安心·安	全・快適な地域	環境の保全			33
	(3)基本目標3循環型視	社会の形成				28
	(2)基本目標2 自然共生					23
	(1)基本目標1 低炭素液	土会の構築				14
	4-3 基本施策					14
章	4-2 施策の体系					13
4	4-1 施策の推進方針					13
第	施策の展開					13

### ■ 1-1 計画策定の趣旨

本市では、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、市民の貴重な財産としてその恩恵を享受し、次世代に継承するとともに、自然との共生のもとに快適な環境を築き上げていくため、阿南市環境基本条例を制定し、その中で今日の環境問題を踏まえた新たな環境政策の理念を定めています。その理念の実現に向け、「阿南市環境基本計画」を平成10年(1998年)3月に策定(平成24年(2012年)3月改定)し、環境の保全及び創造に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に取り組んできました。計画の期間が令和2年度(2020年度)までとなっていることから、新たな環境課題や社会情勢の変化に対応していくため、「第3次阿南市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

### ■ 1-2 計画の位置づけ

阿南市環境基本条例第7条の規定に基づき、上位計画である「阿南市総合計画2021▶2028~咲かせよう夢・未来計画2028~」(以下「阿南市総合計画」という。)(令和3年策定)を念頭に、関連計画である「生物多様性あなん戦略」(令和元年策定)、「阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)」(平成29年策定)、「阿南市一般廃棄物処理基本計画」(平成29年策定)などを包含し、阿南市の環境行政の指針として策定します。



### ■ 1-3 計画の役割

本計画では、阿南市総合計画が目指す都市像を環境面から実現するために、新たな視点からの提案を行い、まちづくりへの貢献を図ります。また、施策の推進においては、環境行政における最上位の計画と位置づけ、各部局の環境に関する諸施策と連携を保ち、本計画と整合性を持たせます。本計画では、市民・事業者及び行政各主体の環境の保全や持続的利用に果たす役割や、各主体の行動における環境配慮の方向性、およびライフスタイル変革などの新しい環境課題に対する取組の方針を示します。

### ■ 1-4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年(2021年)4月から令和13年(2031年)3月の10年間とします。

### ■ 1-5 計画の対象範囲

### (1)対象地域

本計画の対象地域は阿南市全域とします。ただし、広域的な取組が必要なものについては、 国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

### (2)環境の範囲

本計画は、人の心が通い合う豊かな環境の保全と持続的利用を念頭に、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取組 が課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものと します (=分野横断的取り組みの推進)(表1)。

### 表 1 環境の範囲と対象要素

環境の範囲	対象要素
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、気候変動、エネルギーなど
自然環境	森林、農地、河川、海、動植物など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、土壌・地盤、悪臭、
	有害化学物質、資源循環、都市アメニティ、公園緑地など
文化環境	歴史的文化資源、市民文化に資する環境など
環境配慮行動	環境保全活動、環境教育、環境学習、環境情報、協働など

Chapter 1

# **男**2章

# 計画の背景

### ■ 1-6 計画の推進主体および役割

本計画の推進主体は市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、 協働により実践していきます (表2)。

### 表 2 計画の推進主体と役割

主体	役割
市	<ul> <li>・庁内の連携を図りつつ、市民、事業者等との連携、他の地方公共団体や 国の関係機関と協力・連携し、環境の保全を総合的に展開します。</li> <li>・各主体の自主的、積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の 推進、民間活動の支援、情報の提供などを行います。</li> </ul>
事業者	<ul> <li>・様々な事業活動に際し、公害の防止はもとより、環境負荷の低減に努め、本計画の推進に協力します。</li> <li>・環境保全のための新たな技術の開発、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、新たなビジネスチャンス・市場拡大チャンスを得ていくことが期待されます。</li> </ul>
市民	・人と環境との関わりに理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の 低減や、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的 に進めます。

### ■ 2-1 持続可能な開発に関する社会の動き

### (1) 持続可能な開発と地球サミット

1987年、「環境と開発に関する世界委員会」により提唱された「持続可能な開発 (sustainable development)」という考え方は、「将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズをみたすこと」と定義されており、地球環境問題に取り組んでいく世界共通の理念となっています。それを実現するために、約180の国と地域が参加して1992 年に開催されたのが「地球サミット(国連環境開発会議)」です。地球サミットでは持続可能な開発の実現には「環境と経済の両立」が重要とされました。

### (2)持続可能な開発目標 (SDGs: sustainable development goals) の採択

現在では、持続可能な社会として、「環境が保護され、経済が活性化し、社会の公正さや公平性が実現することによって成り立つ質の高い社会」とする考え方に変化しています。そして2015年、「国連持続可能な開発サミット」において採択されたのが、持続可能な社会の実現に向けた2030年までの具体的な目標である「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」です。アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴールと169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」を掲げています(図1)。基本理念として、「誰ひとり取り残さない」との社会的包摂性(⇔社会的排除)を示しており、5つのP(people 人間、planet 地球、prosperity 繁栄、peace 平和、partnership パートナーシップ)が掲げられています。SDGs は、先進国と途上国が一丸となって達成すべき国際社会共通の目標となっており、17 のゴールは環境、社会、経済の幅広い分野に渡っていますが、統合的に取り組むことが求められています。

### (3) 日本における SDGs の取組

平成27年(2015年)にSDGs が採択された後、その実施に向け政府はまず国内の基盤整備に取り組みました。平成28年(2016年)5月に総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えました。さらに同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定しました。また、令和元年(2019年)12月の第8回推進本部会合では、平成28年(2016年)の策定以降初めて「SDGs 実施指針」を改定するとともに、令和2年(2020年)のSDGs 推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGs アクションプラン2020」を決定しました。

政府以外でも、SDGs の主流化が多様な分野、多様な関係者によって推進されています。 特に、持続可能な地域づくり、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の 実現には、SDGs に基づく活動が求められており、今までの分断を断ち切り、領域を超えた 取組が重要とされています。 持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」です (図1)。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために17のゴールを掲げ、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。最近はカラフルなアイコンを見かけたり、胸にバッジをつけた人にも出会ったりすることもあります。ちなみに、阿南市民へのアンケート (p61) で「SDGs」を聞いたことがある人は45%でした。

一方で、様々な分野からなる17の目標は、身近に感じにくいものが含まれていたり、範囲が広すぎたりして、その関係性や捉えどころが難しい、との声もあります。

そこでご紹介するのが、ストックホルムレジリエンスセンターの Johan Rockström氏と Pavav Sukhdev氏によって提唱された SDGsのウェディングケーキモデルです(図2)。SDGsの関係性を 経済的(economy)、社会的(society)、生物圏(biosphere)的 側面から捉え直しており、経済や社会が生物圏の一部として組み込まれていることを示しています。そして、パートナーシップが全てを 貫いています。逆に言えば、環境分野と特に関係の深い生物圏の 安定こそが、社会や経済の安定のカギになるのです。社会、経済、環境を独立した存在として扱われていた開発手法を改め、「経済が 社会に奉仕し、生物圏の安定を図る」という新たな考え方に移行する時期なのです。

### SUSTAINABLE GOALS



図 1 SDGsの17の目標とアイコン



図 2 SDGsのウェディングケーキモデル (Azote Images for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University)

### ■ 2-2 気候変動対策に関する社会の動き

### (1) 気候変動枠組条約から京都議定書、パリ協定へ

気候変動対策の出発点は、地球サミットの直前に採択された国連気候変動枠組条約 (1992年)です。その後、締約国会議 (COP) において、気候変動の緩和や適応の取組が議論・決定され、1997年の COP3 では京都議定書が採択されました。そして、2015年のCOP21 で2020年以降の国際的枠組みを決める「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求する目標 (=2 ℃目標)が掲げられています。それを達成するには、2100年までにすべての国が温室効果ガス (GHG) の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

### (2)日本における地球温暖化対策―緩和策と適応策

日本での地球温暖化対策の一つは、平成10年(1998年)に制定され、何度かの改正を経た、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)を進める地球温暖化対策推進法です。京都議定書の採択を受けて、国内対策の枠組みを定めるために制定され、温暖化対策の基本方針や地球温暖化対策計画の策定を規定しています。

パリ協定や平成27年(2015年)7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえた「地球温暖化対策計画」は、平成28年(2016年)5月に閣議決定されました。同計画では、「2030年度に2013年度比で26%削減する」との中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことを位置付けており、日本が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

一方で、気候変動は完全な制御が難しく、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を進めることも重要です。そこで、適応策を推進するために、気候変動適応法が平成30年(2018年)6月に公布され、同11月には気候変動適応計画が閣議決定されました。気候変動適応法では、各主体が気候変動適応の推進のため担うべき役割が明確化され、政府が気候変動適応計画を策定し、概ね5年ごとに気候変動影響評価を行い、同計画を見直すことが定められています。

さらに、令和2年(2020年)10月、菅首相は第203回国会の所信表明演説において、脱炭素社会実現に向けて、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しました。上述の地球温暖化対策計画の長期目標からさらに踏み込んだ内容であり、EUの目標に追いつき、中国が2020年9月に表明した「2060年までに実質ゼロを実現できるよう努力する」を追い越す内容です。しかし、今の社会システムの延長上で達成できるような簡単な目標ではなく、根本的な政策転換が必要になると言われています。

### (3) 徳島県における脱炭素社会実現に向けた野心的な動き

「脱炭素社会の実現」を条例で掲げる「環境首都とくしま」徳島県では、日本をリードする先進的な 気候変動対策が推進されています。

平成28年(2016年)10月には、全国に先駆けて気候変動への適応策の主流化を目指した「徳島県気候変動適応戦略」が策定されました。また、平成29年(2017年)1月施行の「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」は、「脱炭素社会」「気候変動対策」を掲げる全国初の条例であり、条例に基づく適応策の基本方針の策定や水素エネルギーの条例規定も全国初となっています。さらに緩和策として、令和2年(2020年)3月には「徳島県気候変動対策推進計画(緩和編)」が制定されました。長期目標としての「2050年度GHG排出実質ゼロ」や、中期目標としての「2030年度GHG排出量削減目標-50%(2013年度比)」は、国の目標を上回っており、「我が国の気候変動対策を牽引する」との決意が述べられています。

また、平成30年(2018年)12月に施行された気候変動適応法に基づき、令和元年(2019年)7月には徳島県気候変動適応戦略が同法第12条に規定する気候変動適応計画に位置づけられ、令和2年(2020年)3月に特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センターが同法第13条に規定する「地域気候変動適応センター」に指定され、取組が加速されています。

### (4)阿南市における地球温暖化対策

本市でも、平成29年(2017年)、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)が策定され、計画が推進されています。その目的は、市域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制等に向けた市民、事業者、市等の各主体による取組の総合的かつ計画的な推進です。

### ■ 2-3 生物多様性の保全に向けた社会の動き

### (1)生物多様性条約、生物多様性国家戦略

生物多様性保全の出発点も1992年の地球サミットであり、同会議で「生物多様性条約」の署名が始 まりました。この条約によって日本は生物多様性国家戦略を策定することになり、現行の国家戦略は、 平成24年(2012年)9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012~2020」です。国内での 生物多様性に関する施策の総合的、計画的な推進は、平成20年(2008年)に制定された生物多様性 基本法が担っています。同法第13条では地方公共団体による地方版戦略の策定が義務化されました。

### (2) 徳島県における「生物多様性とくしま戦略」の策定と改定

平成25年(2013年)10月に策定された「生物多様性とくしま戦略」は、国内外における生物多様 性に関連する新たな動向や課題を踏まえた上で、「持続可能な開発目標(SDGs)」や気候変動の「緩和策」 及び気候変動への「適応策」の考え方等を盛り込み、平成30年(2018年)に改定されました。 「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会の実現」を長期目標にして、1) 自然 と生き物に優しくエシカルに暮らす、2)生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する、3)生態系の保全・ 回復・持続可能な活用を推進する、4)生物多様性や生態系を保全する仕組みをつくる、という4つの 方向性が示されており、56の行動計画が掲げられています。

### (3)阿南市における「生物多様性あなん戦略」の策定

令和元年、本市は市区町村として四国初(中四国でも4番目) の生物多様性地域戦略「生物多様性あなん戦略」を策定しました。 (図2) 本市の豊かな生きものや自然を守りつつ、持続的に利用 してまちを活性化させるための長期的な計画が必要な時期であ る、という判断からです。市区町村による生物多様性地域戦略 の策定が遅々として進んでいない中(平成31年3月末現在わず か4%)、先進的な取組です。



図3 生物多様性あなん戦略冊子(表紙)

### 生物多様性とは?

生きものたちの豊かな個性とつながり のことです。地球上の生きものは40 億年という長い歴史の中で、様々な 環境に適応して進化し、数千万種とも いわれる多様な生きものが生まれまし た。これらの生命は一つひとつに個性 があり、全て直接に、間接的に支え 合って生きています。

生物多様性条約では、生態系の多様 性・種の多様性・遺伝子の多様性と いう3つのレベルで多様性があるとし ています。

### 生態系の 多様性

森林、里地里山、河川、 湿原、干潟など、本市に はいろいろな自然があり ます。



長生の水田 (日本の重要湿地500)



那賀川中流域



蒲生田海岸

手入れされた竹林

アナンムシオイ



チュウヒ

# 種の

動植物から細菌などの微生 物にいたるまで、いろいろな 生きものがいます。



シオマネキ

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。 伊島のササユリも、個体によって、花の色や形が異なります。これらの個性によって地域の 環境に適応し、生きものの特徴である「進化」を生む原動力になっています。







ササユリの形態変異 (伊島)

### ■ 2-4 循環型社会に向けた社会の動き

「循環型社会」とは、適正な3R《Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)》と適正な処分によって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことです。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律が、平成12年 (2000年) に公布された循環型社会形成推進基本法です。同法に基づき、SDGsや第五次環境基本計画を踏まえ、平成30年 (2018年)、第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。同計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

### 2-5 国における第五次環境基本計画の概要

### (1)環境基本計画とは

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、日本政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるもので、約6年ごとに見直されています。第五次環境基本計画は、平成30年(2018年)4月に閣議決定されました。

### (2) ポイント 1: SDGs とパリ協定採択後に初めて策定された計画

第五次環境基本計画では、SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

### (3) ポイント2: 地域循環共生圏の構築

同計画では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています(図3)。すなわち、各地の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。



図 4 地域循環共生圏のイメージ図 (環境省)

### ■ 2-6 徳島県における第3次環境基本計画の概要

徳島県においても、世界や国の動きに対応するため、令和元年(2019年)7月、SDGs の考え方を取り入れた「第3次徳島環境基本計画」が策定されています。「脱炭素社会を徳島から実現!」を基本コンセプトにして、「気候変動に適応した持続可能な社会づくり」「環境に配慮したエシカルなくらしづくり」「自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり」「生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり」からなる4つの重点戦略が掲げられ、その下には6つの柱・20の分野における主要取組が展開されています。これによって、恵み豊かな環境が保全され、経済社会も成長し、環境・経済・社会の調和する持続可能な社会を創出し、「住んでみたい」そして「ずっとここでいたい」と思える社会を目指しています。

### ■ 2-7 阿南市総合計画の概要

### (1)阿南市総合計画2021▶2028基本構想

「阿南市総合計画」は、「阿南市総合計画策定に関する規程」を策定根拠とする計画であり、市の全ての行政分野を対象として総合的に策定された行政運営の最上位計画を指し、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなるものです。計画期間は8年間となっており、令和2年(2020年)に策定された基本構想では、2028年にむけて本市が目指す都市像を「多様な産業が咲き誇る生涯チャレンジ都市阿南」としています。

また、基本政策(まちづくりの行動指針)として、以下の6つを掲げています。

- 1. みんなが健康で自立した生活ができるまちづくり
- 2. 安全で安心な暮らしを実現できるまちづくり
- 3. 豊かな心と生きる力を育むまちづくり
- 4. 地域資源を活かした新たなにぎわいと活力を創出するまちづくり
- 5. 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり
- 6. 市民と共に創る持続可能なまちづくり

これらに環境分野から、グリーンインフラやEco-DRR の考え方を導入して、安全安心なまちづくりを推進すること(基本政策2)、本市の豊かな自然環境を活用して教育の充実・高度化を図ること(基本政策3)、豊かな地域資源を活用した地域循環共生圏を創出して本市を活性化すること(基本政策4)、自然環境を計画的かつ適正に保全し、持続的な利用による地域資源の向上や活用を図ること(基本政策5)などは、環境分野から阿南市総合計画に大きく貢献できる政策です。

unabier z

### ■ 3-1 目指す環境像

### (1) 持続可能な開発と地球サミット

環境、社会、経済の統合的向上を目指しながら、目標にすべき環境像を設定するには、阿南市がどのようなまちづくりを目指してきたのか、を振り返ることが重要です。そして、昭和47年(1972年)から始まった5回の「阿南市総合開発計画(現在は、阿南市総合計画)」の変遷にそのヒントがありました。

過去の阿南市総合計画におけるまちづくりの目標や方針には、常に「産業都市」の文字があり、 阿南市は県南域の中心として、健康かつ豊かで活力にあふれたまちを目指してきました。阿南 市総合計画2021 2028 においても、阿南市が目指す都市像を「多様な産業が咲き誇る生涯 チャレンジ都市 阿南」としています。

一方で、過去の基本施策には「生活環境の整備、調和のとれた開発、水と緑が豊かなまち、水と緑に包まれた公園都市、潤いあふれる海と川と緑の環境都市」などの言葉も並び、市民が豊かな自然環境を愛し、まちづくりの要素として尊重してきたことも分かります。令和元年(2019年)9月の市民意識調査でも、阿南市の魅力として、「豊かな自然環境に恵まれている」(29.7%)「市街地がちょうどよい規模で、ある程度の商業施設が立地している」(12.5%)「美しい景色がある」(11.5%)ことが、高く評価されています。

また、SDGs の各目標の関係性(図2)からも明らかなように、経済・産業は社会によって、 社会は生物圏(環境)に内包され、支えられています。令和2年(2020年)の不幸なコロナ 禍によって、社会が揺らぐと経済も大きく揺らぐことが実感されました。ましてや基盤的な位置 にある環境が揺らぎ始めると、人類存続の危機につながりかねません。環境は絶対に揺らが せてはいけないのです。 よって、阿南市・阿南市民には「環境を愛し、尊重してきた姿勢」からさらに一歩踏み出し、環境は経済・ 社会を支える基盤として、豊かに持続可能な状態に保つことが求められています。以上のように、本計 画では過去・現在のまちづくりの方向性、SDGsの考え方、環境分野が貢献すべき方向性を踏まえ、目 指す環境像を以下のように設定します。

### 豊かな環境が支える産業都市・あなん

### ■ 3-2 基本目標

本市では、目指す環境像を実現するため、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

### 基本目標1 低炭素社会の構築

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進と、CO₂を排出しない新しいライフスタイルが 定着し、再生可能エネルギーの利用促進やグリーンイノベーションにより、産業が活性化するまち

### 基本目標2 自然共生社会の構築

山川里海の豊かな自然を誇りとし、生物多様性ホットスポットを核とした「生きもののまち阿南」の 実現に向け、豊かな自然を基盤とするまちづくり、産業の創出、環境教育に取り組むまち

### ▶ 基本目標3 循環型社会の構築

一人一人が限りある資源の価値と、自らの排出物の環境負荷を知り、持続的な資源の利用に向けて行動できるまち 雄大な那賀川の恵みに感謝し、持続的な利水と水辺環境を保全できるまち

### 基本目標4 安心・安全・快適な地域環境の保全

健康で安全な生活のもと、風土を活かした美しい町並みと人間性豊かな文化を創造するうるおいと やすらぎのあるまち

### ▶ 基本目標5 参加・協働による環境活動の推進

すべての主体が、環境を学べる場や仕組みがあり、環境に関する正しい知識を持ち、自ら行動できるまち 人と人がつながり、ともに活動し、環境・社会・経済の統合的解決を実現できるまち

### ■ 4-1 施策の推進方針

施策の基本的な推進方針を以下に示します。

- ①すべての施策は、環境政策を根底として立案し、推進します。
- ②施策相互間の関連を深め、総合的に推進します。
- ③緊急的課題に適切に対応します。
- ④広域的な施策の展開を図ります。
- ⑤市民及び事業者の積極的な参加と協力のもとに推進します。

### ■ 4-2 施策の体系

施策は、基本目標、施策の方向性、施策の展開方針によって構成します (表3)。

### 表 3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	主な参考資料
***		(1)省エネルギーの推進	区域施策編
基本目標1	炭素社会の構築 1-1	(2) 脱炭素型ライフスタイル・	
		事業活動の定着	
3 すべての人に 7 エネルギーをみんなに 表してクリーンに	温室効果ガス の排出抑制	(3) 再生可能エネルギーの普及促進	
-W+ -O=	- 371 — 3 1 3 2	(4) 環境・エネルギー分野における	
8 着きがいる		新たな産業の創出	
□ 最後度分(35)	1-2	(1) コンパクト・プラス・	立地適正化計画
	低炭素型の	ネットワークの推進	立地地上に計画
11 住み続けられる 12 つくる責任 コカラ責任	まちづくりの	(2) 次世代自動車, 自転車の普及	区域施策編
	推進	(3) CO₂吸収源の確保	<b>- 区域</b>
	1-3	(1) 熱中症対策の推進	
13 気候変動に 17 パートナーシップで 日曜を連択しよう	気候変動	(2) 感染症対策の推進	
	による影響	(3) 自然災害対策の推進	
	への適応	(4) 農作物・水産物への影響の適応	
基本目標2	2-1	(1) ホットスポットをはじめ、	
華平日標と 自然共生社会の構築	世生社会の構築 目然を守る・	貴重な自然の保全と再生	
3 すべての人に 8 参きがいる 保険点と報告を 8 経済成長も	再生する	(2) 生態系に配慮したまちづくり	
-W-		(1) 生物多様性ホットスポットの	
		持続的な活用の推進	
9 産業と技術革新の 11 住み続けられる まちづくりを	2-2	対象に対め、日本の法院	
	自然を	(2) 生物多様性を活かした	生物多様性あなん戦略
	賢く使う	経済活性化	めるの判局
14 #08#### 15 #08#### 15 #08###################################			-

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	主な参考資料
基本目標3 循環型社会の形成		(1) 一般廃棄物の減量化、 リサイクルの促進	一般廃棄物 処理基本計画
3 #ATOAK 7 TARF-68AGK	3-1 ごみの発生 抑制・資源化	(2)「食品ロス」 「海洋プラスチック汚染」等 新たなゴミ問題に対する対応	
11 住み扱行られる 12 つくる異性 コカラ男任		(3) 産業廃棄物の減量化、適正処理	区域施策編
13 NAZBI: 14 ROBATE 14 ROSS		(4) 資源の有効利用と防災 ゴミ処理場 × 低炭素 × 防災	
	2.0	(1) 水を蓄え育む環境を守る	
15 No. 8.02.6	3-2 持続的な	(2) 水資源の適切な利用	
<u> </u>	利水と 水環境の保全	(3) 水質保全	
_	S AND S OF INITIAL	(4) 水産資源の持続的な利用	
		(1) 大気汚染の防止	
基本目標4		(2) 水質汚濁の防止	
安心・安全・快適な	全・快適な 生活環境の 保全 6 ************************************	(3) 騒音・振動の防止	
地域環境の保全		(4) 悪臭の防止	
3 すべての人に 6 完全な水とトイレ		(5) 土壌汚染防止	
•		(6) 環境監視の推進	
11 tan # t ちゃち	7 12	(1) まちの美化と生活環境保全	
	4-2 快適な	(2) 緑地の保全・緑化の推進	
	住環境の形成	(3) 快適で美しい景観形成	
		(4) 歴史的文化遺産の保全と活用	
基本目標5 参加・協働による環	5-1 発信と教育	(1) 環境情報の発信	
境保全活動の推進		(2) 環境教育の充実	
4 30%/MR6 17 //->>>>\tau   17 //->>>\tau   17 //->>\tau   17 //-> 17 //-> 18	5-2	(1) 参加と協働の推進	
	参加と協働	(2) 環境配慮行動実践者の連携促進	

### ■ 4-3 基本施策

### (1) 基本目標1 低炭素社会の構築

### 施策の方向性 1-1 温室効果ガスの排出抑制

### 現状と課題

### 【CO<sub>2</sub>排出量構成比から見た現状と課題】

本市の平成29年度の温室効果ガス排出量は、総排出量に占める産業部門の割合が56%となっており、全国平均の43%を上回っています(図5)。次いで占めるのが運輸部門で19%となっており、全国平均の17%を上回っています。運輸部門の中でも自動車が18%を占めており、本市が車に依存した地域社会であることが数値に表れています。これらの結果から、産業部門における高効率なエネルギーの利用促進等の一層の取組、次世代自動車の普及、燃費改善、道路交通流対策等の取組が求められています。

また、家庭部門は13%を占めており、平成17年の構成比(10%)より微増の傾向が見られます。本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は微増傾向にあることが、ひとつの要因と考えられます。世帯数の増加により、家電や自家用車の台数は増えることが予想される一方で、環境に関する市民アンケート(令和2年)によると、省エネ家電の購入、ハイブリッドや低燃費車の購入は30%に満たない結果となっています。すべての主体が、今までの暮らし、事業活動を見直し、意識変革、ライフスタイルの転換を推進する必要があります。

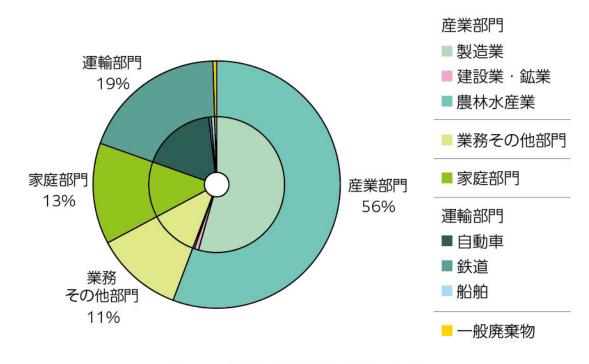


図 5 CO<sub>2</sub> 排出量の分野別構成比(平成29 年度) (自治体排出量カルテhttps://www.env.go.jp/policy/local\_keikaku/tools/karte.html)

### 【本市の温室効果ガス削減目標から見た現状と課題】

本市では、平成29年(2017年)に「阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)」を策定し、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。区域施策編における本市の温室効果ガスの削減目標は、「基準年を2013年度として2030年度に33%減」としています。33%減の内訳としては、排出抑制によるものが27%、森林吸収量によるものが6%となっています。

本市の温室効果ガスの削減を実現するためには、市民総ぐるみで省エネルギー、省資源化を徹底する環境配慮型都市=『スマートシティ阿南』の実現が重要です。そのためには、"光のまち"に象徴される、LED を筆頭に産官学連携による『最先端工業のまち』の特性を活かし、IT や環境技術などの先端技術の活用、グリーンイノベーション<sup>1</sup>が求められています。

1グリーンイノベーション:世界的な課題である環境問題に対して、社会の持続的な発展のために多様な科学技術や社会的な試行の変革を基に展開する多様な取組のこと。新成長戦略(平成22年(2010年)閣議決定)において、グリーンイノベーションの促進が示されました。

### CO<sub>2</sub>排出量 (1,000tCO<sub>2</sub>)

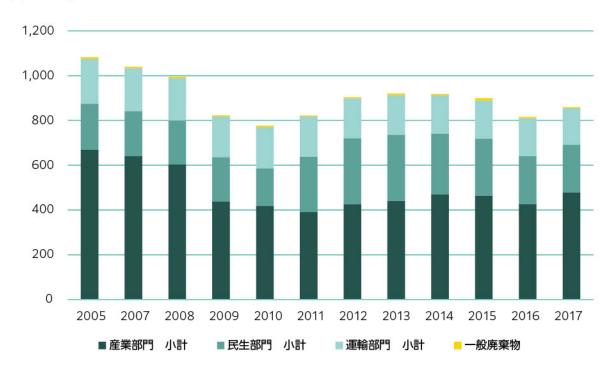


図 6 本市におけるCO<sub>2</sub>排出量現況推計(環境省地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト参照)

### 【再生可能エネルギーの導入から見た現状と課題】

本市では、太陽光発電の設備導入促進により、再生可能エネルギー導入容量が増加し、対消費電力 FIT 導入比<sup>1</sup>が平成30年には19.4%となっています(図7)。徳島県が掲げる「脱炭素社会を徳島から 実現!」を実現するためには、地域資源を活かした自然エネルギーの最大限導入が求められています。 本市においても、太陽光、風力、バイオマスのさらなる導入とともに、未利用の再生可能エネルギーの 有効活用が期待されています。

再生可能エネルギー分野においても、グリーンイノベーションの推進が求められています。LEDや蓄電池など、本市が有する省エネ・自然エネルギー技術を活かした新たな環境・エネルギー産業創出などを、産官学民で実現していくことが重要です。

再生可能エネルギーの積極的な利活用を推進するとともに、一方では、導入時における景観や生きも のの生息環境等の地域資源を損なわないよう、配慮することが重要です。

<sup>1</sup>対消費電力FIT 導入比:区域の消費電力のうち、FIT 公表情報の再生可能エネルギーの比率。

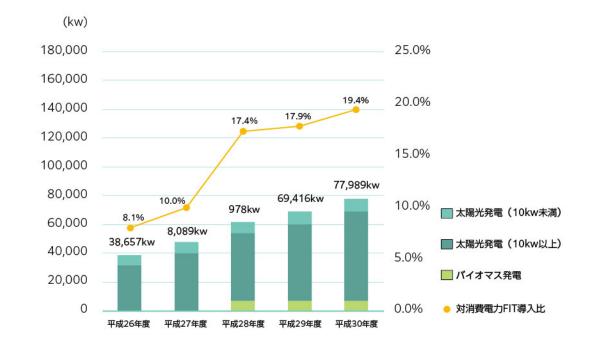


図 7 本市における再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化 (自治体排出量カルテhttps://www.env.go.jp/policy/local\_keikaku/tools/karte.html)

### (施策の展開方針)

展開方針	内容	参照
(1) 省エネルギーの 推進	<ul> <li>(市民)</li> <li>○住宅の省エネルギー対策、省エネルギー家電等の普及を促進します。</li> <li>○HEMS³・スマートメーターを利用したエネルギーの管理を実施します。</li> <li>(事業者)</li> <li>○省エネルギー設備・機器の普及を促進します。</li> <li>○BEMS⁴の活用、省エネ診断等によるエネルギーの管理を実施します。</li> </ul>	区域施策編
(2) 脱炭素型 ライフスタイル・ 事業活動の定着	○家庭におけるエコライフを推進します。 ○環境負荷の少ない事業活動を促進します。 ○人や社会、環境に配慮した消費行動に取り組む 「エシカル消費」(コラム参照) など、新たな価値観の共有を図り、 意識や行動の変革を促進します。	区域施策編
(3) 再生可能 エネルギーの 普及促進	○太陽光発電設備の導入を促進します。 ○太陽熱温水器設備の導入を促進します。 ○自然エネルギーの導入加速に向けた普及啓発活動を推進します。	区域施策編
(4) 環境·エネルギー 分野における 新たな産業の創出	○産官学民の連携を強化し、地域特性を活かした環境・ エネルギー分野における新たな産業の創出を図ります。	

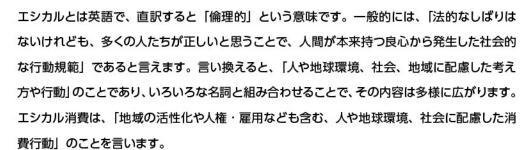
<sup>3</sup>HEMS(ヘムス):Home Energy Management System. 家庭内で使用している電気機器の使用料や稼働状況をモニター画面などで「見える化」し、電気の使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム。

<sup>4</sup>BEMS(ベムス):Building and Energy Management System)。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム

### コラム









衣食住という生活に不可欠な3要素、そこで消費する洋服や食料、エネルギーは、「いつ、どこで、誰がどうやって」作ったのか、そこを知ることが、エシカル消費の第1歩になります。私たちの暮らしにおけるエシカルな選択が、途上国の搾取をなくし、環境負荷を低減する糸□になるのかもしれません。

### (1)基本目標1 低炭素社会の構築

### 施策の方向性 1-2 低炭素型のまちづくりの推進

### (現状と課題)

国の「地球温暖化対策計画」では、地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を 集約型に転換していくことを基本的な方向とし、低炭素型の都市・地域づくりに総合的かつ計画的に取 り組むことが必要であるとしています。本市においても、平成31年(2019年)、「阿南市立地適正化計画」 を策定し、市の都市拠点、地域拠点、集落拠点の構築による緩やかな集約と、拠点間を連絡する公共 交通軸の形成による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています(図8)。

こうした取組を円滑に推進し、成果を根付かせるためには、多様な地域課題にも応えるよう配慮する とともに、関係する施策とも調和を図りつつ推進していく必要があります。

### 施策の展開方針

展開方針	内容	参照
(1) コンパクト・ プラス・ ネットワークの 推進	○階層的な多極ネットワーク型拠点の構築を推進します。 ○多極ネットワーク型拠点と周辺地域、拠点間を 連絡する公共交通軸の形成を推進します。	立地適正化計画
(2) 次世代自動車 <sup>5</sup> 、 自転車 <b>の</b> 普及	<ul><li>○次世代自動車の普及を促進します。</li><li>○自転車道路の整備を促進します。</li><li>○幹線道路ネットワークの整備を推進し、自動車の走行を減らし、 燃料使用量削減の取組を推進します。</li></ul>	区域施策編
(3) CO₂吸収源 <b>の</b> 確保	<ul><li>○森林、農地、緑地の保全と健全な利用促進を図ります。</li><li>○屋上や壁面、各個人の庭などの緑化を推進します。</li></ul>	区域施策編

<sup>5</sup>次世代自動車:ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、CNG 自動車等,環境負荷の低い自動車。

### コラム

## 「トヨタのMaaS戦略「自動車をつくる会社」から「モビリティ・カンパニー」へ

MaaS (Mobility as a service) とは、バス,電車,タクシーからライドシェア、シェアサイクルといったあらゆる公共交通機関を、ITを用いてシームレスに結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにするシステムのことです。

自動車生産台数トップシェアを誇るトヨタは、2018年、会社の方針として「自動車をつくる会社」から「モビリティ・カンパニー」にモデルチェンジすることが示されました。「100年に一度の大変革」を「100年に1度の大チャンス」と捉え、これまでにない発想で新しい未来を創造することへの宣言です。

トヨタは自動車産業という、確立されたビジネスモデルの中にとどまらず、「CASE<sup>6</sup>」と呼ばれる技術 革新を合わせたビジネスモデルの転換を推進しています。

これから先は人々の暮らしを支える全てのモノ、サービスが情報でつながり、クルマを含めた町全体、 社会全体という大きな視野で考えることが必要になります。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Connected(コネクティッド)、Autonomous/Automated(自動化)、Shared(シェアリング)、Electric(電動化)の4つの頭文字を つなげた言葉で、この新しい領域での技術革新が、クルマ、ひいてはモビリティや社会のあり方を変えていくと想定されています。

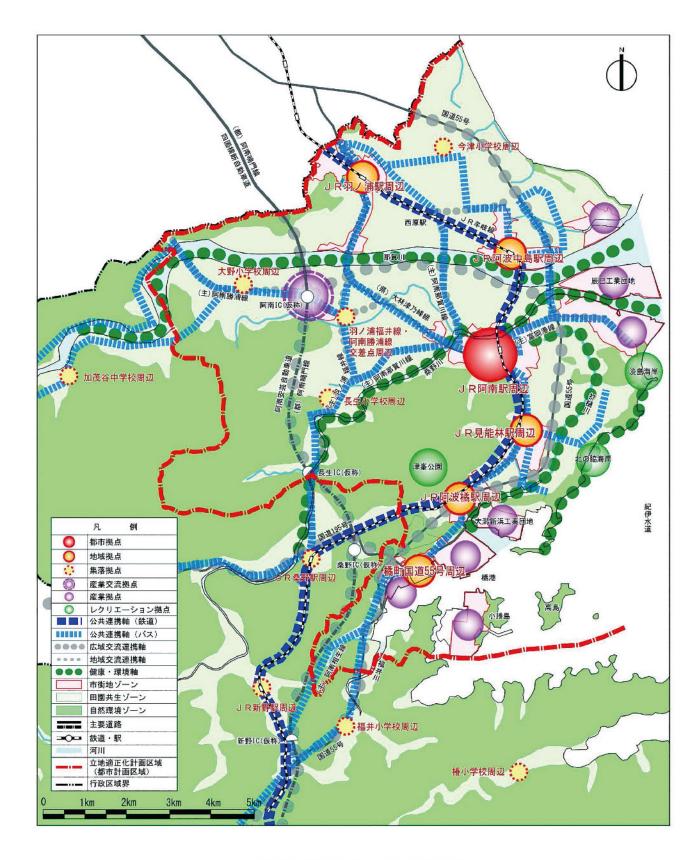


図8 阿南市立地適正化計画の「将来都市構造図」

### (1) 基本目標1 低炭素社会の構築

### 施策の方向性1-3 気候変動による影響への適応

### 現状と課題)

国は、平成30年(2018年)6月に気候変動適応法を制定し、同年11月には、「気候変動適応計画」 を策定するなど、気候変動への適応に関する施策を推進しています。気候変動の影響による、局所的 大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や感染症の拡大といった健康被害、農作物の品質低下な ども想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、すでに現れている影響や中 長期的に避けられない影響の回避・軽減を図る「適応」に取り組む必要があります。

### (施策の展開方針)

施策テーマ	内容
(1) 熱中症対策の推進	○熱中症予防の普及・啓発を推進します。
(2) 感染症対策の推進	○感染症予防の普及・啓発を推進します。
(3) 自然災害対策の推進	○自主防災組織力の向上を促進します。 ○市民の防災意識の向上を促進します。
(4) 農作物・水産物への 影響の適応	○高温化に対応した栽培技術、品種等の普及を推進します。

### (2) 基本目標2 自然共生社会の構築

### 施策の方向性 2-1 自然を守る・再生する

### 現状と課題

### 【本市の豊かな自然と生物多様性ホットスポット】

本市には、剣山系を源流とする那賀川が流れ、その三角州扇状地で作られた豊かな平野部があり、その河口は紀伊水道に位置するため、山・川・里・干潟・岩礁・海と多様な生態系を有しています。そこで、本市の豊かな自然を次世代へ引き継ぐために、平成26年(2014年)、阿南市生物多様性ホットスポットを6ヶ所定めました(表4)。ホットスポットは、希少種や固有種が確認される場所であり、地域の人たちによって保全活動が実施されている場所です。本市における生物多様性保全・活用の取組が、6つのホットスポットを核として進められています。

### 【生物多様性劣化の現状と課題】

一般的に、生物多様性劣化の要因として、「里山等の管理不足」「鳥獣による被害」「化学物質」「外来種」 が挙げられています。本市においては、人口減少や、暮らし方の変化などによる放置竹林の増加、東部 海岸線の松林の荒廃は、生物多様性劣化の象徴であると言えます。

また、外来種による生態系等への影響も生物多様性が直面する重大な危機の一つです。本市においても、数種の特定外来種が確認されており、さらなる啓発や、対応策の徹底が必要となっています。

### 【生物多様性あなん戦略の策定と推進】

令和元年(2019年)、本市の豊かな生物多様性を計画的かつ適切に保全し、その持続的な利用によって本市の活性化を図るため、「生物多様性あなん戦略」を策定しました(図9)。豊かな自然を保全する、あるいは劣化した自然を再生します。また、それらを持続的利用した産業の創出と活性化が重要です。地域課題解決を実現するためには、環境分野に限らず、経済及び社会課題との統合的解決を図る取組が求められています。

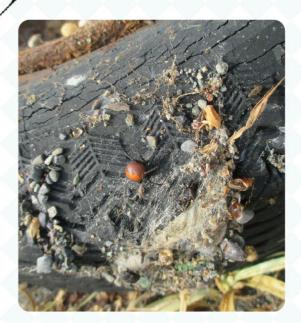
### 表 4 生物多様性ホットスポットと位置図

ホットスポット	シンボル生物
①伊島	ササユリ
②蒲生田	アカウミガメ
③那賀川·桑野川河口域	シオマネキ
④出島野鳥園	チュウヒ
⑤桑野川上流	オヤニラミ
⑥太龍寺近辺	アナンムシオイ



# 注目すべきの特定外来生物

セアカゴケグモ



- オーストラリア原産
- ■メス(成体)は、体長1cm 前後で全体的には黒く、つやがあります。
- ■メスの腹部の背面には直線状あるいはひし形を二つ並べたような 形の赤い線があります。
- ■オスはメスに比べ小さく5mm程度です。全体的には褐色で、足の 色は薄い褐色と濃い褐色の縞のように見えます。
- ■メスは毒を持っており、咬まれると痛むほか、重症化する場合が あります。

見つけたら…?

- 1.素手では触らないようにしましょう。
- 2. 駆除するには、市販の殺虫剤の噴霧の他、熱湯をかける、 足で踏みつぶす等、物理的な方法でも構いません。

### 2 オオキンケイギク

- ■北米原産
- ■キク科の多年生草本で高さは30cm~70cm 程度になります。
- ■開花期は5~7月、繁殖力が強く、在来の植生を 壊してしまいます。

### 繁殖を防ぐためには…?

- 1.種子を地面に落とさない、もしくは種子が付く前に 駆除を行うことが大切です。
- 2. 駆除を行うときは、根から抜いた個体を天日にさらして 枯らす、または袋に入れて腐らせるなどの処置を したあとに移動させてください。





<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>特定外来生物:外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系・人の生命・身体,農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるもの。

### 施策の展開方針

展開方針	内容	参考
(1) ホットスポットを はじめ、貴重な 自然の保全と再生	<ul><li>○本市に生息する動植物の現状を把握するため、希少な動植物の調査・保護を推進します。</li><li>○外来種で現在の生態系を脅かす生きものを知るための調査を推進します。</li><li>○竹林を含む里山、田や畑を含む里地環境の保全と再生方策を検討します。</li></ul>	あなん戦略
(2) 生物多様性に 配慮した まちづくり	<ul><li>○潜在自然植生の木を植栽し、生きものを呼ぶ公園緑地ネットワーク事業を検討します。</li><li>○生態系の保護に配慮した各種工事の施工を推進します。</li><li>○乱開発の規制強化と、生きものに配慮した工法の選択により、人と自然が共存する地域づくりを推進します。</li></ul>	あなん戦略 既存施策





図 9 生物多様性あなん戦略の概要版 (阿南市のHP からDL 可能) https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2019110500018/

### (2) 基本目標2 自然共生社会の構築

### 施策の方向性 2-2 自然を賢く使う

### 現状と課題)

### 【人と自然の関わりの現状と課題】

人口減少や高齢化、産業構造やエネルギー利用の変化等によって人と自然の関わりは減少し、生物多様性の危機を引き起こしています。今後は、人と自然の関係性の中で新たな価値を創出し、自然を賢く使うことによって、自然が守られるしくみを構築する必要があります。

生物多様性ホットスポットにおいては、豊かな自然を活かした経済活動の創出、保全活動を通した関係人口の創出や増加の取組により、地域の課題解決、地域の再生につなげていくことが重要です。

また、人と自然がよりよく関わることのできる、緑と水の豊かな生活空間を形成するため、グリーンインフラの取組が注目されています(コラム参照)。さらに、防災・減災対策における生態系活用 (Eco-DRR) の重要性の認識が国際的にも高まっており、生態系が防災・減災の手段として位置づけされています。本市においても、防風防潮や飛砂防止を目的とする海岸防災林としての松林、遊水地としての水田、土砂災害を防ぐ森林等、防災・減災の機能としての生態系の適切な保全、再生が求められています。

### (施策の展開方針)

展開方針	内容	参考	
(1) 生物多様性 ホットスポット の持続的な 活用の推進	<ul><li>○生物多様性ホットスポットにおける、ボランティア活動を推進します。</li><li>○生物多様性ホットスポットを核とした活動を創出し、</li><li>関係人□の増加を図ります。</li></ul>	あなん戦略	
(2) 生物多様性を 活かした経済	○生物多様性を活かした観光プログラム開発に向けた 情報提供等を推進します。	あなん戦略	
活性化	〇生物多様性を活かした第1次産業のブランド化を検討します。		
(3) 生物多様性を 活かした 防災・減災	OEco-DRR (Eco-DDR:Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) の推進		



### 「グリーンインフラ」と 「生態系を活用した 防災・減災 (Eco-DRR)」

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」です。自然が有する多様な機能には、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、浸水対策(浸透等)、健康、レクレーション等文化提供、延焼防止、外力減衰、緩衝、地球温暖化緩和、ヒートアイランド対策などがあります。グリーンインフラを採用することで、防災・減災、環境保全、地域振興など、地域課題への多様な効果が期待できます。具体的には、多自然川づくり、遊水地の創出、雨水の地下への貯留浸透、都市緑化、緑の防潮堤などがあります(図10)。

グリーンインフラの中でも、特に防災・減災に関する生態系の機能に着目した考え方や手法が、「生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)」です。

災害被害の軽減には、災害への暴露と災害に対する脆弱性を下げることが重要です。よって、Eco-DRRでまず重要なのは、防災・減災対策を実施・検討する際に地域の特性を踏まえ、地域住民をはじめとした多様なステークホルダーの参画により、自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け、災害への暴露を回避することです。



図 10 阿南市淡島海岸 (右)、中林海岸 (中)、北の脇海岸 (左)

次に、生態系の保全と再生、持続的な管理を行い、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして災害に対する脆弱性を低減させます。例えば、森林生態系の保全による土砂崩れや洪水等の被害の軽減、海岸林による防風・防砂や津波被害の軽減、サンゴ礁による高潮や台風被害の軽減、湿原による一時的な洪水の受け止めなど、生態系による危険な自然現象に対する物理的な緩衝となる機能等を活用し、社会の脆弱性を低減できます。

こうした一連の流れとともに、平時には生態 系が有する物資の供給、水の浄化、気候の調整、 レクリエーションなどの人間の暮らしを支える 機能を活かし、人工構造物からは得ることので きない様々な生態系サービスを享受することも 可能になります。

### (3)基本目標3 循環型社会の形成

### 施策の方向性3-1 ごみの発生抑制・資源化

### 現状と課題

### 【廃棄物の排出量の現状と新たな課題への対応】

循環型社会を実現させるには、行政のみでなく市民・事業者の協力のもと廃棄物の減量化やリサイク ルに取り組む必要があります。

一般廃棄物については、3R の考え方を基本とし、市民の意識を高めるための啓発活動や分別収集の徹底、様々な減量化、リサイクル施策を実施してきました。

中でもスマホで利用できる「ごみ分別アプリ」(図11)は回収日や分別方法を簡単に把握でき、ごみ 収集の効率化、リサイクルの推進に大きく貢献しています。

その結果、一般廃棄物の排出量は、近年減少傾向にあり平成26年度の28,700tから平成30年度では27,067tまで減少しています。またリサイクル率も微増ではありますが年々増加しており、平成31年度で21.4%を達成しています。しかし、プラスチックゴミをはじめとする軽量でも容量の大きなゴミが増えており、ゴミ自体の容積は増加傾向にあります。また排出された生活ごみの中には、食べ残し等の「食品ロス」のリサイクル可能な物がまだ多く含まれており、さらなる減量化やリサイクルの推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。また「食品ロス」だけでなく、近年注目されている「海洋プラスチッ

ク汚染」の問題といった新しい課題についてもその対応 に積極的に取り組んでいかなければなりません。

産業廃棄物については、近年、徳島県下で発生する産業廃棄物の排出量 (平成27年度で2,837,847t) は減少傾向にありますが、引き続き、産業廃棄物の資源としての有効利用を進める必要があります。なお、不法投棄等の不適正処理は減少傾向にありますが、さらなる適正処理の徹底を指導するとともに、未然防止に向けた普及・啓発が必要です。





図 11 あなんごみ分別アプリ

Chanter

### 【ごみ処理場 × 低炭素 × 防災】

本市では、平成26年(2014年)に「エコパーク阿南」(図12)を設置し、さらなる資源の有効利用、 ごみの減量化・資源化を進めてきました。エコパーク阿南には、高効率ゴミ発電施設が完備されており、 ゴミの燃焼で得られた熱量から施設内の電力を全て自給できるだけの発電を行っています。また余剰分 は売電として地域にも還元されています。また焼却炉から出る焼却灰や飛灰は、溶融処理により無害な 溶融スラグに変換し、アスファルト舗装などに再利用されています。さらにエコパーク阿南では電力を自

避難所としての機能も兼ね備えています。このようにエコパーク阿南は、ゴミ処理場の機能だけなく、低炭素社会、循環型社会の構築にも一役を担っており、防災の面でも地域に貢献しています。

給できる利点を活かし、災害時の



図 12 エコパーク阿南

### (施策の展開方針)

展開方針	内容	参考
(1) 一般廃棄物の 減量化、 リサイクルの促進	<ul><li>○紙類の発生抑制、資源化を強化していきます。</li><li>○プラスチック類の発生抑制、資源化を推進していきます。</li><li>○家庭など生ごみの発生源での軽量化、資源化を目指します。</li><li>○その他の資源ごみのリサイクルを推進していきます。</li><li>○不燃ごみの削減を目指します。</li></ul>	一般廃棄物 処理基本計画
(2) 「食品ロス」 「海洋プラスチック 汚染」等 新たなゴミ問題に 対する対応	<ul><li>○適切な量の料理、調理を心がけ、食品ロスを削減していきます。</li><li>○食品ロスを削減するための啓発活動を実施します。</li><li>○プラスチック類の適正処理を推進します。</li><li>○レジ袋の有料化等、プラスチック製品の削減を推進します。</li></ul>	
(3) 産業廃棄物の 減量化、適正処理	<ul><li>○産業廃棄物の適正処理を推進します。</li><li>○不法投棄の未然防止のための啓発活動を推進します。</li></ul>	区域施策編
(4) 資源の有効利用と ゴミ処理場 × 低炭素 × 防災	<ul><li>○ゴミ焼却で得られた熱量をエネルギーに変換することで 低炭素社会の構築に貢献します。</li><li>○エネルギーを自給できるゴミ処理場を災害時の避難所として 活用します。</li></ul>	

# プラスチックでみ>魚の量?海洋プラスチック汚染

今、海洋プラスチック汚染が気候変動、オゾン層の破壊などに続く新たな地球環境問題の1つとして、大き く注目を集めています。

20世紀に入り石油化学の発展とともに、多くの種類、大量のプラスチックが生産されてきました。「軽くて 丈夫で加工しやすい」という特徴を活かした製品は、さまざまな分野で人類の暮らしを支えており、1950年 に200万トンだった世界生産量は、2015年には3億8000万トンに激増しました。

一方で、世界でリサイクルされているプラスチックは9%に過ぎず、多くは埋め立てや海洋等へ放出されています。このままの勢いが続くと、2050年までに120億トンのプラスチックごみが埋め立て処分されるか、自然環境に放出されると言われています。さらには、2050年までに海に捨てられるプラスチックごみの総重量は、海に生息する魚の総重量を超えると予想されています。自然環境中では、「軽くて丈夫」というプラスチックの性質が仇となり、広範囲に広がり、長期間分解されにくく、自然環境や生物への影響が明らかになりつつあります。世界各地で、海洋生物がプラスチック類を誤飲したり、体に絡まったりする被害が報告されています。さらには、微細な(5mm以下)マイクロプラスチックによる生態系全体への影響も明らかになりつつあります。

日本政府は、プラスチックの資源・環境面の課題を解決するため、令和元年(2019年)5月、プラスチック資源循環戦略を策定し、目指すべき方向性として以下の6つの「マイルストーン」を設定しています。

### 6つの マイルストーン

### リデュース

1 2030 年までにワンウェイ プラスチックを累積 25%排出抑制

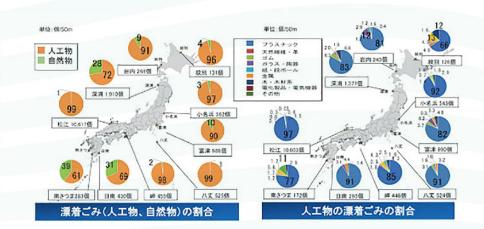
### リユース・リサイクル

- ②2025 年までにリユース・ リサイクル可能なデザインに
- ③2030 年までに容器包装の6割を リユース・リサイクル
- 4 2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、 有効利用

### 再生利用・ グバイオマスプラスチック

- ⑤2030 年までに再生利用を倍増
- 6 2030 年までに
- バイオマスプラスチックを 約200 万トン導入

また、令和元年(2019年)6月の大阪G20サミットでは、共通の世界のビジョンとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」としました。



### (3) 基本目標3 循環型社会の形成

### 施策の方向性 3-2 持続的な利水と水環境の保全

### 現状と課題

### 【豊かな水資源は無限ではない】

水はヒトの生活になくてはならないものであり、我々は水を生活用水から農業用水、工業用水、発電等と様々な場面で利用しています。しかし、ひとたび蛇口をひねれば、清潔な水を簡単に手に入れることのできる現代社会において、我々は時に「水は無限に湧いて出る資源」のような錯覚を起こしていないでしょうか。水資源を利用したその後のことをしっかりと考えることは循環型社会の構築においてとても重要なことです。本市は、上水道の水源の多くを地下水からまかなえるという、たいへんに水資源に恵まれた地域でもあります。この豊かな水資源を未来の市民にも引き継いでいくために、現代の我々ができることをしっかりと進めていかなければなりません。

本市に豊富な地下水ができる背景には、豊かな山々の存在があります。雨をしっかりと蓄えることのできる山や木々は、防災や生物多様性の保全の観点以外に水資源を確保するという点でも保全すべき資源です。これら水源かん養保安林を適切に指定し保全していきます。

### 【水資源の適切な利用に関する現状と課題】

本市の水道事業は、平成28年度より「簡易水道事業統合計画」に基づき、6か所の簡易水道を上水道へ統合管理することにより、1上水道事業(14上水場)と2簡易水道事業で構成しています。誕生した上水道は給水人口の97.6%(平成30年度)に飲料水を提供しています。また、簡易水道事業は89.3%(平成30年度)に飲料水を提供しています。本市では水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水を供給するため、水質検査計画を定め、定期的な検査を実施しています。

水資源の適切な利用や節水も心がけなくてはなりません。地下水から引き揚げた水は、簡単な塩素消毒のみで利用することができ、本市の上水道料金は他の自治体と比較しても低価格です。こうした水も無限に湧き出るわけではなく、利用量を抑えることは未来に向けた持続的な利用のためにも必要不可欠です。上水道の漏水を防止することや各家庭での節水、事業所等での水の再利用の推進が求められます。

### 【水資源の適正な処理に関する現状と課題】

本市の生活雑排水の処理は、主に、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設、下水道で行っています。し尿処理はこれらに加え、単独処理浄化増、し尿汲み取り便槽で行われ、各施設からの汚泥がし尿処理施設クリーンピュアで処理されています。本市における汚水処理人口は平成30年度には43.8%であり、平成21年度の29.9%を大きく上回っています(表5)。今後も、適正な処理として、下水道に接続することや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、地域のコミュティプラント等に適切に接続する必要があります。人間活動により利用された水が環境中に放流された後でも、適切に処理されていることでそれら水資源の二次利用が可能になります。後述の「基本目標4安心・安全・快適な地域環境の保全」でも述べられていますが、水環境の保全を推進していきます。

### 表 5 汚水処理人口と普及率の状況(平成30年度)資料: 徳島県環境白書

市町村名	住民基本台帳人口	汚水処理 施設	下水道	農業集落 排水等	合併処理 浄化槽	コミュニティ プラント
阿南市	73,834	32,374 (43.8%)	2,540 (3.4%)	2,790 (3.8%)	22,003 (29.8%)	5,041 (6.8%)

### 【水辺が育む豊かな生態系】

また豊かな水環境の保全のためには、水辺の動植物にも配慮し、水生生物やそれらを取り巻く生態 系の保全も必要不可欠です。近年では、川から海への一連の流れの中での水質や生態系の保全が叫ば れるようになり、それらは魚介類や海藻といった海の恵みを持続的に享受することに繋がることもわかっ てきました。本市の豊かな水産資源を持続的に利用できるようにその生態系の保全に努めていきます。

以上のように本市の豊かな水資源の循環を考え、持続的な利水の方法を考え、実践していかなければなりません。

### 施策の展開方針

展開方針	内容
(1) 水を蓄え育む 環境を守る	〇水源かん養保安林を適切に定め保全します。
(2) 水資源の 適切な利用	○豊かな水資源に甘んじることなく、適切な利用と節水に努めます。 ○上水道の漏水防止を徹底します。 ○中水 <sup>8</sup> 等、水の再利用を推進します。
(3) 水質保全	○下水道への接続、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、 地域のコミュティプラント等に適切に接続することで地域の 水環境保全に努めます。
(4) 水産資源の 持続的な利用	○水辺の動植物の保全に努めます。 ○水産資源の計画的な利用に努めます。

<sup>8</sup>中水:中水とは、上水、下水の中間に位置する水として用いられる言葉です。中水は上水として生活用水に使った水を、下水道(もしくは排水処理施設)に流す前に再生処理をしてトイレや散水、冷却・冷房、消火、清掃など雑用水として再利用する水のことをいいます。

### (4) 基本目標4 安心・安全・快適な地域環境の保全

### 施策の方向性4-1 生活環境の保全

### 現状と課題

### 【大気汚染】

大気汚染は、工場・事業場などから排出されるばい煙や粉じんおよび自動車等からの排出ガスのほか、これら発生源からの排出物質が大気中で反応して二次的に生成されるもの等により引き起こされます。 主な大気汚染物質としては、硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、浮遊粒子状物質(SPM)やそれらに由来する光化学オキシダント等があり、それぞれに大気汚染防止法に基づく排出基準が定められています(表6)。

本市における主要工場については、排出基準よりも厳しい基準を公害防止協定等の中に取り入れ、さらに中小工場・事業場についても指導を徹底することにより大気環境の保全が図られています。市域においては、平成23年(2011年)に那賀川測定所において浮遊粒子状物質の値が環境基準値を2日間だけ上回りましたが、その他の汚染物質については環境基準を上回る値は確認されておらず、良好な大気環境が維持されていると言えます。

### 表 6 環境測定局と測定項目

					測定	項目			
局名	所在地	設置場所	SO <sub>2</sub>	NOx	Ox	SPM	PM 2.5	風向風速	設置 主体
那賀川	那賀川町黒地703-3	那賀川町黒地老人ルーム	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	県
阿南	領家町野上319	阿南保健所	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$		$\bigcirc$	県
大潟	大潟町213	阿南市武道館横	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$		$\bigcirc$	県
橘	橘町豊浜36-2	橘公民館	$\bigcirc$			$\bigcirc$		$\bigcirc$	市
椿	椿町浜14	椿公民館		0	$\bigcirc$			0	県
大野	下大野町渡り上り256	阿南市上水道大野水源地	$\bigcirc$			0		0	市
宝田	宝田町今市中新開 68-2	県立阿南光高校南横	$\bigcirc$			0		0	市
福井	福井町高田117-15	福井小学校	$\bigcirc$			$\circ$		0	市

### 水質汚濁

水質汚濁の原因物質の発生源は、工場等の産業系と一般家庭からの生活系、山林や農地などの自然 系に大別されます。本市の水資源は県下第2の一級河川である那賀川を中心として、その他中小河川と ともに豊かであり、これら水資源は農業および工業用水等に幅広く利用されています。

公共用水域の水質保全には、各家庭からの生活排水対策が大切です。このため本市では、生活排水 対策実践活動、合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。平成2年度より家庭用の小型合併浄 化槽を新設する場合には、設置費用の一部を補助し設置を奨励しています。また、公共下水道事業については、平成23年(2011年)4月の富岡浄化センター供用開始に始まり、順次面整備を進めてきた結果、平成30年度には事業計画区域の第一期計画区域(80.8ha)において整備を概ね完了しています。

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、利水目的などに応じた水域類型が定められています(表7)。河川水および海域の水質については、概ね全ての調査地点で環境基準に適合しています。ただ、一部河川では冬季のBODが環境基準を上回ることが確認されており、合併浄化槽の更なる普及等の対策が必要です。

### 表 7 環境基準類型指定状況

資料:令和2年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(徳島県)

水域名称	範囲	水域類型	告示	達成期間
富岡港	徳島県阿南市富岡港のうち、岡川樋門上流側 壁内面延長線及び同港に設置された導流堤の 突端を結んだ線によって囲まれた水域	海域C	S47.4.1	直ちに
	川口ダムから上流	河川AA	S48.6.1	直ちに
那賀川	川口ダムから大京原橋まで	河川A	S48.6.1	直ちに
	大京原橋から下流	海域A	S48.6.1	直ちに
	明谷橋から上流	河川A	S48.6.1	1年
桑野川	明谷橋から岡川樋門上流側壁内面延長線まで	河川B	S48.6.1	1年
岡川	全域	河川B	S48.6.1	1年
椿川	全域	河川A	S49.11.1	直ちに
福井川	大原堰から上流	河川A	S49.11.1	直ちに
打樋川	潮止め樋門から上流	河川C	S49.11.1	直ちに
椿泊湾	徳島県阿南市椿泊湾燧崎東端と同町舞子島西 端を結んだ線及び椿泊湾の陸岸によって囲まれ た水域並びにその地先海域	海域A	S49.11.1	直ちに
紀伊水道 海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南 淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田 岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の 御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた 徳島県の海域(富岡港及び橘港の区域並びに 既設類型指定水域を除く)	海域A	S53.3.24	直ちに
橘港	港則法施行令別表第1徳島県の項の橘港の区域	海域A	H7.4.18	直ちに

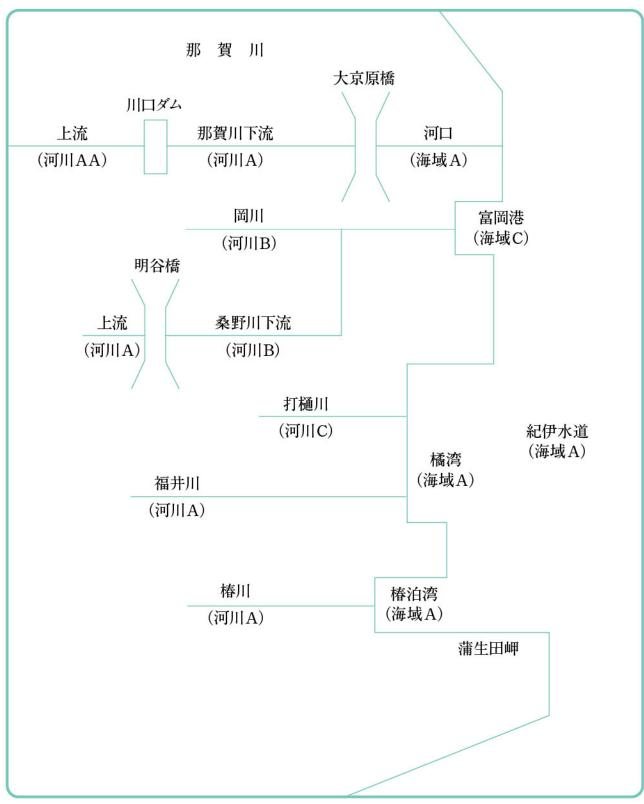


図 14 水域別指定状況

# chapter 4

### 【騒音・振動】

騒音・振動は工場や建設現場等の事業活動に伴うものだけではなく、自動車交通量の増加や都市化 の進展等、発生要因が多様化しています(表8~10)。

表 8 一般地域における騒音の環境基準適合状況 (平成27年~令和元年)

騒音規制法 指定区域	都市計画法 用途地域	測点 地点数	環境基	準dB		ごとの適合 況	全時間 区分適合	不適合		
拍化区域	用壓地煤	地州鉄	昼間	夜間	昼間	夜間				
第1種区域	第一種低層 住居専用地域	5	55	45	5 (100)	5 (100)	5 (100)	0		
	第一種中高層 住居専用地域	4 8 55		4 (100)	4 (100)	4 (100)	0			
第2種区域	第一種 住居地域		8	55	45	8 (100)	8 (100)	8 (100)	0	
	第二種中高層 住居専用地域	2			2 (100)	2 (100)	2 (100)	0		
	近隣商業地域 4		4 2 60 3 2		4 (100)	4 (100)	4 (100)	0		
<b>第2</b> 種反母	商業地域	60		60	60	Ε0	2 (100)	2 (100)	2 (100)	0
第3種区域	準工業地域				50	3 (100)	3 (100)	3 (100)	0	
	工業地域	2			2 (100)	2 (100)	2 (100)	0		
Ē	t	30			30 (100)	30 (100)	30 (100)	0		

表 9 自動車騒音の限度値、環境基準適合状況

		1日の区分							
测令地上	昼間	(6:00 ~ 22:0	00)	夜間	(22:00 ~ 6:0	0)			
測定地点	測定結果	適合	状況	測定結果	適合	状況			
	(dB)	要請限度	環境基準	(dB)	要請限度	環境基準			
橘町、消防南出張所	67.8	0	0	59.4	0	0			
橘町、消防南出張所	68.4	0	0	61.3	0	0			
橘町、消防南出張所	63.0	0	0	55.7	0	0			
橘町、消防南出張所	63.7	0	0	52.2	0	0			
橘町、消防南出張所	63.0	0	0	55.7	0	0			
	橘町、消防南出張所 橘町、消防南出張所 橘町、消防南出張所	測定地点測定結果 (dB)橘町、消防南出張所67.8橘町、消防南出張所68.4橘町、消防南出張所63.0橘町、消防南出張所63.7	測定地点     測定結果 (dB)     適合 要請限度       橘町、消防南出張所     67.8     67.8       橘町、消防南出張所     68.4     68.4       橘町、消防南出張所     63.0     63.7       橘町、消防南出張所     63.7     63.7	測定地点     昼間 (6:00 ~ 22:00)       測定結果 (dB)     適合状況 要請限度       要請限度     環境基準       橘町、消防南出張所     67.8     〇       橘町、消防南出張所     68.4     〇       橘町、消防南出張所     63.0     〇       橘町、消防南出張所     63.7     〇	測定地点     昼間(6:00~22:00)     夜間測定結果(dB)       測定結果(dB)     適合状況 要請限度 環境基準(dB)       橘町、消防南出張所     67.8     59.4       橘町、消防南出張所     68.4     61.3       橘町、消防南出張所     63.0     55.7       橘町、消防南出張所     63.7     52.2	調定地点     昼間(6:00~22:00)     夜間(22:00~6:00)       測定結果 (dB)     適合状況 要請限度 環境基準 (dB)     測定結果 (dB)     要請限度       橘町、消防南出張所     67.8     59.4     61.3       橘町、消防南出張所     63.0     55.7     63.7       橘町、消防南出張所     63.7     52.2     63.2			

表 10 道路交通振動測定結果一覧表

年度	測定場所	区域の区分	昼間 (7:00 ~ 19:00)	夜間 (19:00 ~ 7:00)
H27	橘町	第2種区域	30.0	25.0
H28	橘町	第2種区域	34.3	25.9
H29	橘町	第2種区域	31.1	26.3
H30	橘町	第2種区域	47.3	46.6
R1	橘町	第2種区域	34.3	25.9

### 【悪臭】

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害の一種ですが、人の嗅覚を通じて不快感・嫌悪感をもたらすことから苦情の中でも比較的大きな割合を占めています。

悪臭防止法では、規制地域を指定して、その地域内における事業場の活動に伴って生じる悪臭物質の 排出を規制しています。悪臭の発生原因は、畜産業、食品製造、パルプ・製紙工場、浄化槽や生活排 水等の家庭生活によるもの、他には自然系などが挙げられます。

本市の製紙工場とは公害防止協定を締結し、定期的な悪臭測定を行っています。

### 【土壌汚染】

本市では、環境総合調査において、畑・水田の土壌における有害物質等の調査を行っており、農用 地の汚染は確認されていません。同様に、市街地での汚染も確認されていません。

### 【環境監視】

市内の環境汚染状況を把握するため、昭和48年度より隔年ごとに阿南市環境総合調査を実施しており、平成6年度からは毎年実施しています。調査項目は令和2年度時点で38項目です。この調査は、市内の主要河川や海域における水質および底質、ほ場における土壌の有害物質等の分析を行い、汚染度の実態や経年変化を把握しています。過去からの分析結果を地域別・項目別・検体別に評価しても汚染の進行は確認されていません。

大気汚染については、連続測定および常時監視が進められています。大気汚染測定局による連続測定は、昭和49年(1974年)6月から徳島県のテレメータシステムの稼働により、阿南市内4か所での測定が開始されました。現在阿南市内での測定箇所は8か所となっています。

また、排出ガス量の多い大規模事業者についてもテレメータ化を進め、排出濃度の常時監視が行われています。これらは全てテレメータシステムで県と接続し、1時間ごとの測定値を市役所と橘・福井・椿住民センターでモニター表示しています。

公害防止協定および環境保全協定締結工場においては立ち入り調査等により、適切な改善指導を行い、新規増設工場ならびに事業場については、必要に応じて事前指導を実施し、公害の未然防止に努めています。

### 施策の展開方針

展開方針	内容
(1) 大気汚染 <b>の</b> 防止	<ul><li>○大気汚染物質の常時監視を継続し、結果を公表します。</li><li>○工場・事業場の監視、指導等により大気汚染物質の排出削減を促進します。</li><li>○市民に対してはエコドライブの実践を呼びかける等の啓発を行います。</li></ul>
(2) 水質汚濁 <b>の</b> 防止	<ul><li>○地域に適合する下水道整備を推進し、集落排水との接続率向上を図ります。</li><li>○単独浄化槽から合併式浄化槽への転換を促進します。</li><li>○水質監視・観測体制を整備し、結果を市民に公表します。</li></ul>
(3) 騒音・振動 <b>の</b> 防止	○道路交通騒音・振動、交通量の調査を行います。 ○工場、事業場の監視、指導等により騒音・振動環境の改善に努めます。 ○生活騒音等くらしの中から生じる公害の未然防止のため啓発を行います。
(4) 悪臭 <b>の</b> 防止	<ul><li>○公害防止協定に基づく悪臭測定を実施します。</li><li>○苦情等に基づく悪臭の発生源の把握に努めます。</li></ul>
(5) 土壌汚染防止	○土壌環境の調査を行うとともに、土壌汚染の適切な 管理、処理を指導します。
(6) 環境監視の推進	<ul><li>○大気汚染物質の常時監視を継続し、結果を公表します。(再掲)</li><li>○道路交通騒音・振動、交通量の調査を行います。(再掲)</li><li>○公害防止協定に基づく悪臭測定を実施します。(再掲)</li><li>○環境中への化学物質の排出量等を把握するとともに、事業者の管理改善を促進します。(再掲)</li></ul>

### (4) 基本目標4 安心・安全・快適な地域環境の保全

### 施策の方向性4-2 快適な住環境の形成

### 現状と課題

### 【住環境の美化の現状と課題】

国は環境美化行動の推進のため、6月5日(世界環境デー)を中心とした適当な日を「環境美化行動の日」と定め、国民が環境美化に自主的かつ積極的に取り組むよう環境美化に関する各種運動を展開することとしています。

本市では、平成15年(2003年)に「阿南市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定し、平成17年(2005年)からは環境パトロール車による巡回広報活動や不法投棄の監視を併せて行っています。

### 【公園・緑地の現状と課題】

平成17年(2005年)に施行された景観緑三法では、都市における緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るほか、都市における良好な景観の形成を図るとされています。

本市では、市域の大部分を占める山林や田畑、樹園地等緑が多く、市民は多大な恩恵を受けています。 また、それらの自然環境に加え、都市公園の整備も進められています。徳島県南部運動公園はJA アグリあなんスタジアムとともに、市民のスポーツの振興とレクリエーションの拠点となっています。さらに、近年は都市公園でありながら、防災時の拠点となり得る防災公園の整備も進められています(図15)。 本市では、4か所目となる富岡東部防災公園が令和3年度完成予定となっています。

公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、スポーツ、文化活動、レクリエーションの場を提供する市民のやすらぎの場として重要です。子どもから高齢者までが、運動や遊びに親しみながら、人との交流や心の安らぎが得られ、また多様な市民ニーズに対応した様々な規模や施設を有する公園の整備や緑化の推進が望まれます。



図 15 ゆたか野地区防災公園

### 【都市景観の現状と課題】

近年の生活の豊かさやうるおいの追及の高まりの中、市街地の整備において景観に配慮した町並みの 形成が求められています。

本市は、市街地が分散し、市街地の間に田園地域が介在するとともに、市民の過半数が田園地域に 分散して居住しています。したがって、市街地および、田園地域の特性を活かした景観形成が必要です。 JR 阿南駅周辺には、本市の中心的な商業地が形成されていますが、空き店舗が多くみられるなど衰退化が確認されています。本市の中心市街地として、複合的な都市機能の充実と賑わいづくりを推進するとともに、カラー舗装やサインの統一などの配慮により、美しい町並みの形成が求められています。

住宅地では、阿南駅東側の比較的新しい住宅地は低層住居専用地域に指定されるなど、緑豊かな低層建築物の立地が推進されています。一方、旧来の住宅地は道路も狭隘で、街路沿いの建築物の高さや壁面線等の統一性もとられていません。建築物相互が調和し、ゆとりある美しい町並みとするためにも公園などのオープンスペースの配置や、市民も含めた景観形成のルール作りが求められています。

田園地域は、農的景観としての美しさに加え、生きものの生息空間、雨水等の遊水地としての機能を 果たしています。田園地域では、商業サービスとしての利用や田園集落地としての利用において、周辺 環境に配慮した景観形成が求められています。

### 【文化財・伝統文化の現状と課題】

本市には、国指定・県指定および市指定の数多く の文化財や郷土芸能、古い建築物等が残されており、 市域全域にわたって広く分布しています。

令和元年(2019年)には若杉山辰砂採掘遺跡が 国指定文化財に指定されました(図16)。また、古墳 等の埋蔵文化財も多く見受けられます。

国は平成30年(2018年)に文化財保護法を改正 し、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総が かりで、その継承に取り組んでいくことが必要とし、 文化財の保護と活用の促進を明記しました。

本市においても、財産である文化財・伝統文化を、 地域と協働で保護、活用することによって、地域力向 上を図る取組が求められています。



図 16 若杉山辰砂採掘遺跡

Chapter 4

### 施策の展開方針

展開方針	内容
(1) まちの美化と 生活環境保全	<ul> <li>○一斉清掃やボランティア活動の支援、啓発看板の設置等によって、 放置ゴミの少ないまちづくりを目指します。</li> <li>○環境ボランティアの育成と組織化を図ります。</li> <li>○水辺の除草等を行い、河川の環境美化と良好な景観の保全を進めます。</li> <li>○ペットの飼育等に関する問題の未然防止を図るため、 市民や事業者への啓発を行います。</li> <li>○環境パトロールによる定期的な監視や地域の協力により、 不法投棄の未然防止・早期発見に努めます。</li> </ul>
(2) 緑地の保全・ 緑化の推進	<ul> <li>○市民参画・協働で公園・緑地の充実を図ります。</li> <li>○緑の回廊を創出し、生物多様性向上に努めます。</li> <li>○北の脇海岸をはじめとする本市海岸沿いの松林の保全に努めます。</li> <li>○公園施設を計画的に改修するとともに、協働による公園の維持管理・活用を行います。</li> <li>○防災公園の整備を推進し、公園・緑地の機能および防災拠点としての機能の充実を図ります。</li> <li>○家の庭やベランダ、事業所の緑化を啓発します。</li> </ul>
(3) 快適で美しい 景観形成	<ul> <li>○JR 阿南駅周辺再整備基本計画(案)を推進します。</li> <li>○市が目指す景観構造について検討を行い、</li> <li>良好な都市景観の形成を行います。</li> <li>○歴史や風土に基づく都市景観づくりを推進します。</li> <li>○道路の緑化(街路樹)を促進します。</li> <li>○景観に大きな影響を与える大規模開発に対し、</li> <li>良好な景観を形成するよう誘導や啓発を行います。</li> <li>○空家等の適正管理を促すとともに、空家発生の抑制等に取り組みます。</li> </ul>
(4) 歴史的文化遺産の 保全と活用	<ul><li>○本市の文化財の保存・活用に関する総合的な計画を策定します。</li><li>○学校教育、生涯学習において文化財を積極的に活用します。</li><li>○地域の伝統的行事や祭りの継承を支援します。</li><li>○文化芸術活動グループの育成と支援に努めます。</li></ul>

### (5)基本目標5参加・協働による環境活動の推進

### 施策の方向性5-1 発信と教育

### 現状と課題

### 【環境情報の提供に関する現状と課題】

環境問題のように生活への影響や因果関係が見えにくい問題について、問題の所在や対策の必要性への理解を広げるには、関心喚起と学びの機会が重要であり、そのきっかけとなる情報提供は必要不可欠な要素です。本市においては、本市ホームページや広報に環境に関する情報を掲載し、迅速な情報提供を行っています。また、本市の環境の概要を測定したデータは、5年に1度「阿南市の環境」(冊子)にとりまとめています。

多様な主体に、環境に関する必要な情報が迅速に提供できるよう、今までの発信に加え、WEBや動画等を用いた情報発信が求められています。

### 【環境学習の提供に関する現状と課題】

環境問題に関する社会の状況は刻一刻と変化するとともに、正確な情報と対応策が求められています。 環境問題を、身近ではない環境と捉えたり、個人では解決困難な地球環境問題の現象論を伝達するだ けの教育では不十分です。環境問題が起こっている直接的原因を考え、当事者として解決策を実践する に至る「環境学習」の充実が望まれます。

本市においては、学校教育においては、地域の豊かな自然を活かした環境学習を実践しています。また、市域の小学校を対象に、こどもエコクラブを実施し、本市の自然環境の豊かさや、企業における環境に関する取組を学ぶ機会を創出しています。市内小中学校を対象に、環境意識を高める教育の一環として環境保全啓発ポスターを募集しています(図17~20)。しかし、自らの課題として環境課題を捉えるまでの深い学びに至るには、現場の体験や、グループ・ディスカッションなど、アクティブ・ラーニングのプロセスが重要です。今後、学校教育および生涯学習において、より一層質を高めるための「環境学習」のしくみ、場づくりの充実が求められています。

### 施策の展開方針

展開方針	内容
(1) 環境情報の発信	<ul><li>○多様な主体へ環境情報を発信するための媒体、発信の体制の整備を推進します。</li><li>○正確な環境に関する情報を公開します。</li></ul>
(2) 環境学習の充実	<ul><li>○環境学習のためのしくみと場の整備を推進します。</li><li>○環境学習の担い手を探索、育成します。</li></ul>



図 17 環境保全推進ポスター 【環境美化啓発部門(小学生の部)】 (2020 年度最優秀賞)



図 18 環境保全推進ポスター 【環境美化啓発部門(中学生の部)】 2020 年度最優秀賞



図 19 環境保全推進ポスター 【地球温暖化防止啓発部門】 2020 年度最優秀賞



図 20 環境保全推進ポスター 【生物多様性保全啓発部門】 2020 年度最優秀賞

### (5)基本目標5参加・協働による環境活動の推進 施策の方向性5-2 参加と協働

### (現状と課題)

多様な主体の協働はSDGs の基本的な考え方であり、国の環境基本計画においても環境政策の具体的な展開において、パートナーシップの充実・強化が位置付けられています。パートナーシップは多くの分野ですでに実践されていますが、より効果的な成果を得るためには、環境問題だけでなく、地域課題、多様な立場のニーズや制約、目指したい目標(ビジョン)を議論し、共有することが必要です。また、市民参加、協働を推進するためには、対話を促進し、意味のある意見交換を実現するためのファシリテーションや、協働を支援する中間支援機能を活用することが有効です。

また、パートナーシップの充実・強化に向けた具体策のひとつとして、環境に関する取組の優良事例を表彰するしくみの創設、協定の締結が効果的と言えます。本市では、環境保全及び創造に関し、顕著な功績のあった団体・個人を表彰し、今後の活動を奨励する「阿南市環境保全推進功労者表彰」を実施しています。また、事業者との公害防止協定を締結し、環境管理に努めています。

今後求められるグリーンイノベーションには、産学官民の協働が必要不可欠です。本市においては、 市民・事業者の自主的な環境活動等を支援するとともに、環境配慮行動実践者を核とする、新たな市民 参加の場を設置し、協働による環境課題解決が求められています。

### 施策の展開方針

展開方針	内容
(1) 参加と協働の推進	<ul><li>○対話による地域課題、ビジョンの議論と共通理解を推進します。</li><li>○阿南市環境活動功労者表彰を実施します。</li><li>○事業者との公害防止協定を締結します。</li></ul>
(2) 環境配慮行動 実践者の連携促進	○環境配慮活動プラットフォームを構築します。

Chapter 4

### ■ 5-1 基本的な考え方

国の第五次環境基本計画によると、平成27年(2015年)は環境に関して「パラダイムシフト」 の年であったとあります。パラダイムシフトとは、「思考や概念、規範や価値観が、枠組みごと 移り変わること。」であり、環境分野で激変が起こったことを意味します。すなわち平成27年 (2015年)には、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェ ンダ」や「パリ協定」の採択など世界を巻き込む国際的合意が取り付けられました。「誰一人取 り残さず、複数の課題の統合的解決」を目指すSDGs や「21世紀後半に温室効果ガス排出 の実質ゼロ」を目指すパリ協定を実現させるためには、大きな社会変革やそれを強力に推進す る政策が求められています。そして、かねてからの課題でありSDGs にも通じる「環境・経済・ 社会の統合的向上」を具現化するために、国は第五次環境基本計画で「分野横断的な6 つの 重点戦略」と「地域循環共生圏」の創造を示しています(図21)。

### ■ 5-2 環境の視点からの第2期阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略への貢献

国は第五次環境基本計画において、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本 計画を意識し、「従来の環境基本計画にあるような、特定の環境分野に関する課題を直接的に 解決することに比重を置いた分野別(縦割り)の重点分野を設定するという考え方とは異なり、 本計画では、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に連関しあう 分野横断的な6つの重点戦略を設定する。これにより、「環境・経済・社会の統合的向上」を 具体化することを目指す。」としています。その狙いとして、「一見すると環境に関係のないよう に見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効 果も持ち合わせている取組も少なからず存在する。そのような「気付き」を与えることも、環境・ 経済・社会の統合的向上の普及に資するものであり、第五次環境基本本計画の果たすべき役 割の1つである。」と述べています。

以下の6つが国の掲げた重点戦略となります。

- (1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- (2) 国土のストックとしての価値の向上
- (3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- (4)健康で心豊かな暮らしの実現
- (5)持続可能性を支える技術の開発・普及
- (6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築



### 第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な6つの重点戦略を設定。
- → パートナーシップの下、環境・経済・社会の 統合的向上を具体化。
- 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出。

### 6つの重点戦略



(H29環境自書より)

図 21 第五次環境基本計画における施策の展開 出典:第五次環境基本計画の概要(環境省)

「持続可能な社会」の構築支援 等

市においては、一歩でも前に進めるように環境分野と経済・社会分野との統合的解決に向けて、各分野 との目標の設定やその可能性を探っていく段階だと思われます。

ところで、本市には、市政の全般にわたる施策を総合的に推進するための「阿南市総合計画」と人口 減少と地域経済縮小の克服を目的とする地方創生に特化した「第2期阿南市まち・ひと・しごと創生総合 戦略」(以下「第2期総合戦略」という。) があります。

阿南市総合計画は、本市の最上位計画であり、人口減少対策に関する施策も含まれていることから、 第2期総合戦略は、阿南市総合計画と調整を図り、令和3年3月に策定しています。また、第2期総合戦 略は、社会の仕組みを人口減少に適応した効率的・効果的なものに再編等することにも重点を置き、地域 社会の営みを持続可能なものとしていくためには、国連が提唱した持続可能な開発目標(SDGs)の理 念をまちづくりに取り入れ、地域創生の取組と一体的に推進していくことが重要です。

そのSDGsの考え方に基づき、分野横断的・統合的に施策を進めることの近道は、こういった「第2期 総合戦略」に環境分野からいかに貢献できるか、コミットできるかを明らかにすることです。そして、統合 的に施策を進める手がかりを示し、本計画期間中に出来ることから少しでも前進させることが肝要です。

表11に、第2期総合戦略における基本方針と基本目標の中から、環境分野と関連がある部分を抜き出し、 国の重点戦略との関連を示しました。さらに、阿南市各地で様々なステークホルダーによって生まれ、育ま れている地域資源との関連も示しました。内容に重なりがあるため明確な一対一対応ではありませんが、 全体を俯瞰してみると、社会・経済分野における戦略目標がいかに多くの環境分野と関連しているかが明 確であり、統合的取り組みの必然性が明らかです。そして、それらの核となる地域資源の種や芽吹きを枯 らすことなく育てていき、大きな花を咲かせる水先案内人になることが本計画の役割だと考えます。

### 表 11 「第2期総合戦略」と第五次環境基本計画における 重点戦略の関連および、阿南市の地域資源や推進すべき施策の方向性

第2期総合戦略	第五次環境基本計画における 重点戦略	育てるべき 「地域資源」や 推進すべき施策の方向性
【基本方針】		
1 多様な主体が連携した取組		
2 本市の特性と地域課題を		
踏まえた施策の展開		
3 「まち」 「「ひと」 「しごと」 の好循環		
4 「まち・ひと・しごと創生」 政策5原則		
	1.持続可能な生産と消費を実現	○環境ビジネス本流である
5 第2期総合戦略における新たな視点	するグリーンな経済システムの構築	「LED産業」の強化・拡大
6 施策目標設定と検証の仕組み		○環境保全型農業の推進
	(1)企業戦略における	○生物多様性ホットスポットや
基本目標1	環境ビジネスの拡大・	希少種と連動した農産物の
徳島で、日本で、世界で稼ぐ産業の創出	環境配慮の主流化	ブランド化・付加価値向上
	<sup>  スプロ版の土</sup> 加し	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
本市の多様な産業分野で活躍できる		○生物多様性に配慮した
人材を育成し、産業振興を促進することに	0 = 1 = 1 = 2 = 2 = 2 = 2	農業の認証
より、安定した雇用を確保するとともに、	2.国土のストックとしての価値の向上	〇地域資源の六次産業化
新産業の創出、起業・創業を支援し、		〇那賀川自然再生事業の支援
「しごと」が「ひと」を呼び、	(1) 自然との共生を軸とした	○東部海岸の松林整備と保全
「ひと」が「しごと」呼び込む好循環を	国土の多様性の維持	○生態系ネットワークの構築と
生み出し、地域経済の成長と	(2)持続可能で魅力ある	水害対策の支援
	まちづくり・地域づくり	○外来種対策の推進
発展を図ります。	(3) 環境インフラやグリーン	○市街地のコンパクト化推進
	インフラ等を活用した	〇木質バイオマス (竹資源) の
基本目標2	レジリエンスの向上	有効活用
阿南市とつながり、住んで、好きになる	-	○バイオマス発電の推進
		○営農型太陽光発電の推進
豊かな地域資源を生かした取組を通じて	3. 地域資源を活用した	Oマリンスポーツによる
関係人口の拡大を図り、地域の活性化と	持続可能な地域づくり	国定公園活用
移住・定住の促進につなげるとともに、	1010-310-0-0-0-0	○各種ツーリズムの推進
多様な人材が活躍できる	(1) 地域のエネルギー・	〇遍路文化、若杉山遺跡の活用
地域社会を創ります。	バイオマス資源の最大限の活用	〇鳥獣害対策とジビエの活用
基本目標3	(2)地域の自然資源・観光資源の	○大学との交流による
結婚、妊娠、出産の希望を	最大限の活用	交流人口増加
かなえ、子育てを全力応援	(3)都市と農山漁村の共生・	○「人づくり」による地域づくり
	対流と広域的な	〇エシカル消費の推進
子育てしやすい生活環境や充実した	ネットワークづくり	○食品ロスの削減、食育の推進
教育環境を整え、結婚から出産、		OZEH の普及促進
子育てまで切れ目なく支援することにより、		○テレワークの推進
阿南で子どもを産み育てたい方の	4.健康で心豊かな暮らしの実現	○徒歩・自転車移動による
希望をかなえます。	80 400 3300 8000 AV	健康増進
<b>布里でがなんみ</b> り。	(1)環境にやさしく健康で	〇自然体験活動、農山漁村体験:
<b>甘+□</b>	質の高い生活への転換	の推進
基本目標4	(2)森・里・川・海とつながる	〇地方移住、二地域居住等の促
人口減少社会に適応した、	ライフスタイルの変革	○健全で豊かな水環境の
持続可能なまちをつくる	(3)安全・安心な暮らしの	維持・回復
	基盤となる良好な	〇良好な大気環境の確保
ICT(情報通信技術) や	生活環境の保全	〇廃棄物の適正処理の推進
AI (人工知能) などの革新技術・	T1024-20-5 NT	○ル末 図・2 屋上と左・271m座
未来技術を活用して、地域課題の		
解決を図るとともに、SDGsの理念に		
沿った取組を一体的に推進することにより、		
人口減少社会に適応した		
持続可能なまちづくりを進めます。		
		I .

### ■ 5-3 地域循環共生圏の探索・育成〜第二のナカちゃん探し〜

国は環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとして、自立・分散型の社会を形成しつつ、 近隣地域等と地域資源を補完し支え合うという考え方の「地域循環共生圏」を挙げています。「地方」 は人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観等、地域ごとに多 様な資源などのポテンシャルを有しており、地方こそ、環境・経済・社会の統合的向上モデルの実践の 場となり得るのです。このような観点から、地域資源等を持続可能な形で最大限活用することが重要です。 本市にも多くの地域資源があります。豊かで多様な自然資源、グリーン経済や省エネルギーを牽引す るLED 産業、未利用バイオマスの竹資源、四国八十八箇所をめぐる遍路文化、辰砂を採掘した国内唯 一の若杉山遺跡、野球を通して街を活性化する野球のまちづくりなどです。しかし、全国規模での展開 や環境・経済・社会の統合的向上の視点にはまだまだ足りない点も多いといえます。まずは、これらの 地域資源やまだまだ知られていない地域資源を掘り起こして、地域循環共生圏的視点でつなげ、戦略 的に運用していくことが重要だと思われます。そのためには、地域資源やそれに関わるキーパーソンを つなぎ、情報共有できる場、プラットフォーム作りを推進します。

### コラム

### 地域循環共生圏とは?

本市にはかつて「ナカちゃん」というメスのアゴ ヒゲアザラシが名誉市民として存在しました。平成 17年(2005年)に那賀川に現れたナカちゃんは 愛くるしい表情と仕草で注目を集め、連日マスコミ や大勢の見物客がやってきました。また、ナカちゃ んを冠した商品の開発や教育分野への浸透もあり、 地域社会や経済にも大きな影響を与えました。

残念ながらナカちゃんは早世し、持続できませんでしたが、地域循環共生圏という聞き慣れない考え方をイメージする場合、この「人気者ナカちゃん」が分かりやすいと思われます。ナカちゃんのような、魅力的な地域資源を持続的に活用しながら、本市の経済・社会・環境を統合的に向上していく、そういった地域資源を見つけ・育て、地域循環共生圏の核としていく、それこそがナカちゃんへの最高の供養だと思われます。





図22 写真提供:なかちゃん愛好会 吉岡 真里 氏

### ■ 6-1 推進体制

庁内関係部局で構成する「阿南市環境調整会議」において、施策の進捗状況の点検などを行います。その際、各種計画の直近の点検結果を可能な限り活用します。なお、第5章の内容に関しては、 官民の取組の優良事例のヒアリングを実施し、その結果を共有するとともに、環境・経済・社会の 統合的解決の進捗状況を把握することに努めます。

また、環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する機関として、学識経験者等で構成された「阿南市環境審議会」を設置しています。本審議会に進捗状況を報告し、進行管理に関する意見・提言をいただきます。

### ■ 6-2 進行管理

計画の実効性を高めるため、環境マネジメントシステムの手法を参考としたPDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。

計画において定めた目標項目について、達成状況を把握し、阿南市環境調整会議が中心となり、 施策の積極的な推進と総合調整を図ります。各施策の実施状況を「阿南市の環境」に報告として公 表し、この内容について市民が意見を述べることができるよう配慮します。

進行管理の実施的運営事務は、阿南市環境保全課があたるものとします。

### ■ 6-3 計画推進の基盤整備

### (1)多様な主体の参画

計画の推進には、あらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、環境保全に関して担うべき役割と環境 保全に参加する意義を理解し、当事者として自主的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必 要です。そのため、創造的な活動を生み出す、多様な主体の参画と協働のしくみづくりを推進します。

### (2)財政的措置

計画に掲げられた各種施策を継続的に実施するため、必要な財政上の配慮をするとともに、各種事業が総 合的に推進されるよう適切に対応します。

### (3)広域的な連携による施策の推進

各種行政施策は、自然環境や社会基盤システムの広範な部分を担っており、その実現のためには、本市だけでなく周辺の自治体等との協力及び連携が必要とされます。市各部門は、本計画の目的が確実に達成されるよう努めるとともに、また環境保全・創造がこの計画の趣旨に沿って行われるように、各種行政機関との調整を図ります。

### 6-4 計画の見直し

本計画は、環境や社会状況の変化、施策の進捗状況を踏まえて適宜見直しを行います。

# 第7章

### (1)目的

環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発事業や社会経済活動、日常生活の中で、その影響を可能な限り小さくするために、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市をはじめ、市民及び事業者が、各種の個別事業や日常活動において、環境への配慮を実施する行動指針となるものです。

### (2)環境配慮指針の構成

▼ 7-1 環境配慮の基本的事項

環境配慮指針は、①事業実施における環境配慮指針、②通常の経済活動および日常活動における主体別環境配慮指針(市、事業者、市民)として示します。また、それぞれにおいて、本計画の基本目標毎(「低炭素」「自然共生」「循環」「安心安全」「協働」)に整理します。

### ▼ 7-2 環境配慮指針

本市における環境配慮指針を以下の表に示します。

### ① 事業実施における環境配慮指針

全 【交通流円滑化】	協働
全交通流の円滑化を図ります。       〇貴重な生態系の 保全に努めます。       〇工場等において、原材料の有効利用に努めます。       〇大気汚染、水質汚濁、悪臭物質、土壌汚染、地下水汚染を範囲に努めます。       〇環域の抑制に努めます。         【省エネ対策】       【唐楽物の3 R】       〇工場等の有害な化学物質の       イトを表現の	学習の充実】
プの施設や設備の 採用、効率的なエネルギー利用が可能となるシステムの導入 など省エネルギー対 策に配慮します。  【自然環境資源 の連続性確保】 〇自然環境資源が 分断されないよう配 ⑥します。  【企工本建築】 〇施設の新設や建 て替えの際には、ゼロエネルギー建築  「適正な排水処理」 〇正とのでは、ゼロエネルギー建築  「首に記慮します。  「本述を対します。 「本述とします。 「本述とします。」 「本述とします。 「本述とします。」 「本述とします。 「本述とします。 「本述とします。」 「本述とします。 「本述とします。」 「本述とします。」 「本述とします。 「本述とします。」 「本述とします。 「本述とします。」 「本述とします。」 「本述とします。 「本述とします。」 「本述といます。」 「本述といます。」 「本述といます。」 「本述といまする) 「本述といまする。」 「本述といまする。 「本述といまする。」 「	- <del>-</del>

### ②-1 主体別環境配慮指針(市)

	低炭素	自然共生	循環	安全安心	協働
市	【グリーン購入】 ○グリーン契約(環 境配慮契約) <sup>9</sup> を推 進します。	【生態系保全の啓発】 ○希 少 な 動 植 物、 生態系の保全等の 啓発を行います。	【消耗品の節約】 ○事務用品等の使 用を節約するよう努 めます。	【環境監視の徹底】 ○継続的な環境監視 と定期的な結果の公 表を行います。	【職員の意識向上】 ○環境に関する研修、 シンポジウム等に積 極的に参加し職員の 環境意識の向上に努
	は (省) (省) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	【外来生物対応策 の啓発】 ○外来生物に関する 対応策等の啓発を 行います。 【自然との ふれあい啓発】 ○自然か生きものと ふれあいの場を設け るよう配慮します。	(分) イクス生のう スタッ・リカス スタッ・リカス スタッ・リカス イクス という イク (本) から (大)	【ユニバーサルデザインの推進】 ○高齢者や障害者等の利用者にやさしい施設整備を進めます。	でででは、 での意す。 「市環識。 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 ででがま、 ででがま、 ででがま、 でのでのでは、 ででがま、 ででがま、 ででがま、 ででがま、 ででがま、 ででがま、 ででがま、 でのでがまでがま、 でのでのできでがま、 でのでのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのでのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのでのできでがま、 でのでのできでがま、 でのでのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのでのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でのできでがま、 でいるできでがま、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでいる。 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできでで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるで、 でいるで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるできで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるでで、 でいるでで、 でいでで、 でいるで、 でいでで、 でいでで、 でいでで、 でいでで、 でいでで、 でいでで、 でいでで、 でいでで、 でい
			<ul><li>○市民生活に関して ライフスタイルの変 革を呼びかけます。</li></ul>		的な企画の実施に配 慮します。

<sup>9</sup> グリーン契約:グリーン契約(環境配慮契約)とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。 グリーン購入と同様に、グリーン契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、 経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っています。

### ②-2 主体別環境配慮指針(事業者)

低炭素	自然共生	循環	安全安心	協働
事業者	【自への保のに は、のので は、のので は、のので は、のので は、のので は、自様解の動へも。 は、自様解の動へも。 は、自様解ののの は、おいま を、おいま を、おいま は、は、ないま は、なななななななななななななななななななななななななななななななななななな	【環低○発て通でを環省ギど慮 環適○溶減 【○再に 【○原正流ま プの○適す 境減品設を消境ら負源、資す 境配等段製、与価荷(サる。 源利す電に 物棄用め の品料理合。 ス正ラ処チでの の階品廃るをの 4 イよ の用水力め R の 再。 理一部進化 ク理ッに かま 1 一部進化 ク理ッに 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	【エコはを化 事辺事染い与ま 境産汚等管的正 物管機の のの のの に音周い に	【地域参グのによう ・ では、 ・

Chapter 7

### ②-3 主体別環境配慮指針(市民)

### 資料

次のページからは環境基本計画の資料です。

- **資料1** 第2次阿南市環境基本計画の成果まとめ
- 資料2 令和2年度阿南市環境に関する市民アンケート結果
- 資料3 阿南市環境基本条例
- **資料4** 阿南市環境基本条例施行規則
- **資料5** 阿南市環境審議会名簿
- 資料6 第3次環境基本計画策定経過

### ■ 1. 第2次環境基本計画における望ましい環境像

第2次環境基本計画における阿南市の6つの望ましい環境像は以下のとおりです。

### 全市の望ましい環境像

### 「人と自然に優しい環境創造都市・あなん」

### 6つの環境像

- (1) 自然と共生するまち
- (4) 環境負荷の少ない循環型のまち
- (2) 健康で安全な優しいまち
- (5) 環境について国際交流のあるまち
- (3) 潤いと安らぎのある文化薫るまち (6) すべての主体が参加するまち

### ■ 2. 望ましい環境像毎の成果まとめ

### (1) 自然と共生するまちづくり

①生態系の保護に配慮した各種工事の施行

成果

- ②貴重な動植物の調査、保護
- ③自然環境保全地域を育成し、野鳥の森等の自然と交流できる場の整備
- ④乱開発の規制強化と緑化等の自然景観の復元
- ⑤自然環境の健全な利用を図るための取組

○災害復旧事業では、周囲の景観との調和等、河川環境の保全に配慮した復旧工事を 行いました。

○平成27年(2015年)には生物多様性ホットスポットを選定するにあたり、市域の 貴重な動植物を調査し、その価値が明らかになりました。令和元年(2019年)には、 生物多様性ホットスポットを核とした、生物多様性あなん戦略を策定しました。今後は、 戦略を計画的に推進し、貴重な自然の保全と再生、さらには活用を推進していく必要 があります。

### (2) 健康で安全な優しいまちづくり

- ①事業活動に伴う公害発生の防止と環境監視
- ②生活雑排水の処理対策、ごみ対策等の生活型公害の防止
- ③災害につよいまちづくり
- ④自動車の乗り入れ禁止区域の設定と、公共交通機関の利用促進
- ⑤工場、事業場の緑化推進
- ⑥市、市民及び事業者が参画する自由な発想を活かす優しいまちづくり

成果

- ○水環境、大気、騒音に関する常時監視、環境基準値の範囲内を維持しました。
- ○生活雑排水処理における、下水道事業は打樋川処理区において、富岡地区 80.8haを第 1期計画区域として整備を完了しました。
- ○生活排水処理は、阿南市生活排水処理対策計画(平成28年改定)に基づき、推進しました。
- ○橘地区防災公園(平成24年)、ゆたか野地区防災公園(平成27年)、津乃峰地区防災公
- 園(平成29年)を整備しました。
- ○市内バス路線、ナカちゃんバスを整備しました。
- ○高速バス駐車場を、パークアンドライド駐車場としても位置付け、高速バスやJR等公共交 通機関の利用を促進しました。

### (3) 潤いと安らぎのある文化薫るまちづくり

- ①緑の創出
- ②歩行者用道路、散策道等の設置
- ③海岸等水際線における樹林地の保全
- ④大規模工作物の形態、色彩などの景観に配慮、自然素材の活用
- ⑤歴史的建造物、遺跡、鎮守の森等の保全と活用
- ⑥町並みデザインの統一化
- ⑦河川、海岸における親水・多自然型護岸の建設

成果

- ○阿南駅前芝生広場を整備し、中心市街地における緑の空間を創出しました。
- ○自然環境の保全と地域産業の振興を図るため、適正な土地利用の規制と誘導を図りました。
- ○阿南市東部海岸の保安林にて松くい虫を防除するため、薬剤散布・薬剤の樹幹注入・被 害木の伐採搬出等を行いました。

### (4) 環境負荷の少ない循環型のまちづくり

①低公害車の利用を進めるとともに、マイカーの利用を自粛するよう啓発し、 公共交通の利用等を推進します。

基本 方針

- ②地域の一員として近隣住民と協力関係を保ち、自然と調和のとれた工業立地を図ります。
- ③資源の有効利用のため簡素な公営住宅づくりを進めます。
- ④ソーラーシステム等の自然エネルギーを活用し、雨水利用システム等により 資源を有効に利用します。
- ⑤廃棄物の減量化・資源化のための回収システムの確立と、経済的誘因の 必要性の啓発を推進し、再利用・再生品の利用促進について 各種市民活動組織との連携を図ります。
- ⑥オゾン層の破壊物質であるフロンの回収を進めます。
- ①地球温室効果ガスである二酸化炭素の排出について、 関係機関と協力し削減する対策を進め、熱帯木材型枠使用の抑制、 植林や緑の保全等の森林資源の保護対策を通じて、に参加炭素の吸収を促進します。
- ⑧酸性雨の発生源対策として、硫黄分含有率の低い燃料使用、 排煙の脱硫・脱硝設備の整備を進めます。
- ⑨循環型社会構築のための普及啓発を推進します。

成果

○阿南市環境保全率先行動計画(事務事業編・区域施策編)に基づき、省エネ行動の推進 や省エネ機器などの導入拡大、再生可能エネルギーの導入支援、3Rの推進と廃棄物の排 出抑制・資源化等の市域全域の温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組を推進しました。

### (5) 環境について国際交流のあるまちづくり



- ①国際的な環境保全活動への参加
- ②地球温暖化等地球環境問題の地域レベルでの対策に関する国際交流
- ③国際化に対応したまちづくりの推進

成果

○2015年(平成27年)12月、パリで開催されたCOP21において、全ての国が参加する 新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、2016年に発効しました。日本においては パリ協定への対応として平成28年(2016年)5月に地球温暖化対策の推進に関する法律に 基づく、地球温暖化対策計画を策定しました。本市においても、このような国際的潮流に対 応すべく、平成29年(2017年)、「阿南市環境保全率先行動計画(区域施策編)」を策定し、 市域の各主体が一体となった地球温暖化対策を推進しました。

○1992年6月、地球サミットにおいて「生物多様性条例」の署名が始まりました。日本は、1993年5月にこの条約を締結し、1993年12月に発効しました。この条約により、平成7年(1995年)日本は初めて生物多様性国家戦略を策定しました。その後、日本は国内の関連法の整備を進め、さらに総合的、計画的な推進を目的に、平成20年(2008年)生物多様性基本法が制定されました。本市においては、令和元年(2019年)、市区町村として四国初の生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を基盤とした持続可能なまちづくりを推進しました。

### (6) 全ての主体が参加するまちづくり

基本方針

- ①市の役割、市民の役割、事業者の役割の明確化
- ②地域の自治組織、協議会等の再構築と育成
- ③自主的、積極的行動を促進するための環境教育と啓発
- ④環境情報の収集と環境意識の啓発

成果

○こどもエコクラブ事業や環境保全啓発ポスター事業の実施による環境教育や環境保全に関する講演会等の実施による市民への環境啓発を実施しました。また、阿南市環境保全推進功労者表彰の実施による環境保全活動を奨励しました。

### ■ 1. 実施概要

・実施時期:令和2年5月~6月末

・アンケート配布先:阿南市民、阿南市内企業等

·回収数:889

### ■ 2. アンケート結果

環境に関する関心は、32%が「かなり関心がある」と回答した。「少し関心がある」を含めると、83%の市民に関心があると言える。

環境問題への関心は、ほとんどの項目で70%から80%が、関心があると回答しており、中でも「河川などの水質汚染」が最も関心が高かった。水質の問題は生活に直結する問題であることの認識の高さが伺えた。着目すべきは「海洋プラスチック」の問題認識の高さであった。「海洋プラスチック」に関わる近年のメディアの発信、ストーリー性のある伝え方が市民の認識を高めていることが推察された。

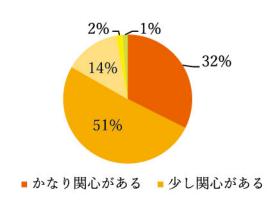
阿南市の環境についての満足度については、「自然の豊かさ・美しさ」が80%と最も高く、 続いて生活環境のきれいさや農水産物の豊かさが評価された。一方、「公共交通機関の利用の しやすさ」が最も満足度が低かった。阿南市の基盤となっている自然の豊かさとは別に満足度 が高かったのは、「ごみの分別・収集」であった。阿南市のごみ処理に関する取組が市民に評価されていることがわかった。一方で「ごみの投げ捨てや不法投棄」など、市民・事業者のモラルに対する不満の高さも伺えた。

環境政策に関する文言の認識度については、「バイオマスエネルギー」が40%と高く、次いで「SDGs」が20%であった。バイオマスエネルギーは阿南市内の事業者の先駆的な取組があり、認識の高さに繋がっていると言える。また、SDGsは特に行政関係者の認識が高く、分野横断的な取組の必要性が認識され始めているようであった。

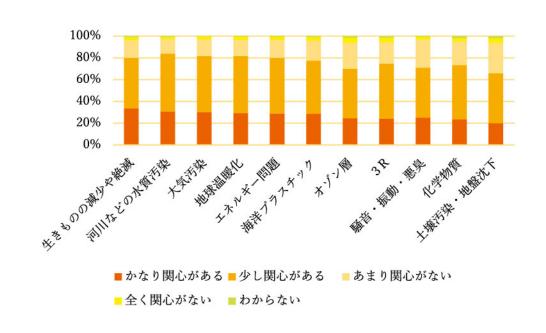
暮らしと環境のつながりの認識度については、水道も電力も半数は「知っている」と回答していた。知っているものの、説明できると回答したのは10%にとどまった。

環境活動一般について、市民の実行度が高かったのは「ごみの分別の徹底(95%)」であった。 次いで高かったのは、「食べ残しをしない」「物を大事につかう」「エアコンの温度調整など節電」 であった。今後してみたい項目では、「ハイブリッド車や低燃費車の使用」「「あなんごみ分別ア プリ」の活用」「環境に関する学習会やイベント参加」であった。

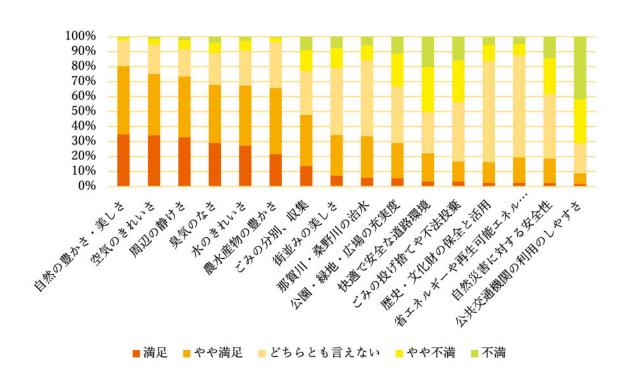
### 1. あなたをとりまく環境に対して、興味や関心がありますか?



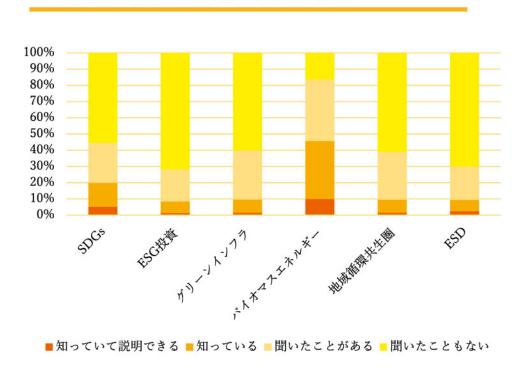
### 2. あなたは次の環境問題について、どの程度関心がありますか?



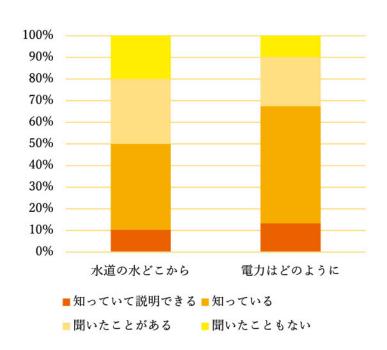
### 3. あなたは阿南市の環境について、どの程度満足していますか?



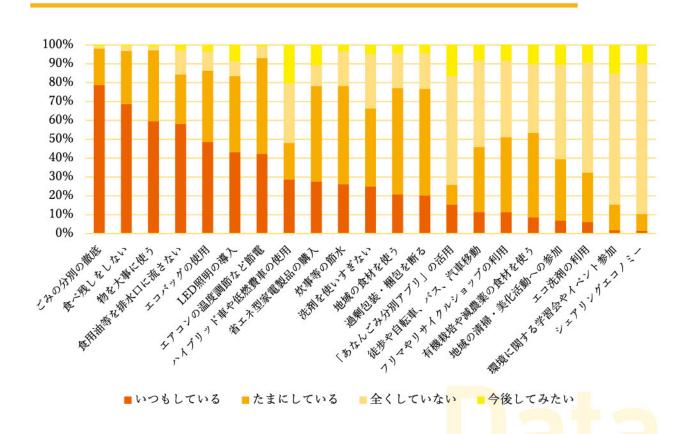
### 4. 日本政府の環境政策に関する下記文言について、 あなたの認識をお教えください。



### 5. 暮らしと環境のつながりについて、あなたの認識をお教えください。



### 6. 環境活動一般について、当てはまるものに○を入れてください。



平成6年9月30日 阿南市条例第34号 改正 平成12年3月24日条例第19号

私たちのまち阿南市は、恵まれた自然と豊かな歴史文化を生かしながら産業の振興を目指し、 それぞれが調和して発展するまちづくりを計画的に進めている。

しかしながら、かけがえのない地球を守るため、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、市民の 貴重な財産としてその恩恵を享受し、次の世代に継承するため、自然との共生のもとに快適な環境 を築き上げていかなければならない。

ここに、この使命を深く自覚し、人の心が通い合う豊かな環境の保全と創造を図ることを期して、 この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境を健全で恵み豊かなものとして、将来においても保全することが極めて重要であることを考慮し、環境に関する基本となる事項を定め、環境への負荷の少ない持続的開発と発展が可能な施策を総合的に推進し、もつて良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な自然環境、生活環境及び文化環境をいう。
- (2) 自然環境 大気、水、土壌及び動植物を一体化してとらえた自然の生態系をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に 密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (4) 文化環境 郷土の歴史的建造物及び遺跡等で周囲の環境と一体をなしているもの並びに文化的 遺産及びその他人間性豊かな文化を創造し、発展させていくための礎となる環境をいう。

### (基本理念)

第3条 良好な環境の形成は、次の基本理念により推進されなければならない。

- (1)健康で安全かつ快適な生活を営むため、自然環境が欠くことのできない重要なものであることを認識し、これを将来に継承するため、適正な利用を図ること。
- (2) 持続可能な生産的活動を確保するため、地球環境の保全が人類共通の課題であることを認識するとともに、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、もつて地域における良好な生活環境の実現を図ること。
- (3) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、発展させるため、市、市民及び事業者がそれぞれの 役割を認識し、文化環境の保全を図ること。

### (市の責務)

第4条 市は、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、必要な知識の普及及び啓発を行うとともに市民の自主的な活動の育成に努めるものとする。

- 2 市は、自然環境の保全に努めるとともに開発又は整備計画の策定に当たっては、自然環境と調和が保たれるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、公害その他の良好な生活環境を阻害する行為について、その状況を的確に把握し、これらの防止を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、郷土における歴史的、文化的遺産及びその他の文化環境の保全並びに活用を図るために必要な施策を講ずるとともに、文化環境の形成及び発展に資するよう努めるものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、良好な環境が自らの不断の努力によって確保されることを認識するとともに、良好な環境が損なわれる ことがないよう、自然環境の保全に努めるものとする。

- 2 市民は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、その所有し、又は占有する土地及び建物並びにその周囲を清潔に保持するなど、相互に協力して地域の良好な生活環境の保全に努めるものとする。
- 4 歴史的及び文化的遺産等の文化環境に係る財産の所有者又は占有者は、これを大切に保護するとともに、その文化的活用に努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動によって良好な環境が損なわれることがないよう、自然環境との調和に配慮し、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害防止に必要な措置を講じ、積極的に良好な生活環境の保全に努めなければならない。
- 4 事業者は、事業活動にあたって文化環境との調和を図り、その保全に配慮するよう努めるものとする。

### (環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる阿南市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、将来の望ましい地域環境としての姿を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する事項を定めるものとする。

### (審議会)

第8条 本市の環境保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の 規定に基づき、阿南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。

### (委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附則

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成7年7月21日から施行する。
- 2 阿南市公害防止条例(昭和44年阿南市条例第26号)の一部を次のように改正する。
- 第10条から第16条までを次のように改める。
- 第10条から第16条まで 削除

附則(平成12年3月24日条例第19号抄)

### (施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

Data

平成6年9月30日 阿南市規則第16号

改正 平成18年6月30日規則第50号

### (趣旨)

第1条 この規則は、阿南市環境基本条例(平成6年阿南市条例第34号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (施策)

第2条 市は、条例第3条に規定する基本理念の実現を図るため、公害の防止及び自然環境の保全等に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 事業活動による公害対策及び産業廃棄物の適正処理等を推進すること。
- (2) 生活排水による水質汚濁対策及び一般廃棄物の適正処理等により、生活型公害の改善を図ること。
- (3) うるおいとやすらぎのある環境の実現を目指し、利用者にやさしい施設の整備を図り、歴史的 遺産と文化的遺産の保全及び活用等快適環境の創造を推進すること。
- (4) 大気・水質の保全、エネルギーの効率的利用及び再資源の利用促進等市域における環境資源の保全及び活用を図ること。
- 2 市は、前項に掲げる施策のうち広域的な解決を必要とするものについては国、県及び近隣の地方公共団体等と積極的に協議し、その推進に努めるものとする。

### (基本計画の策定等)

第3条 市は、基本計画を策定する場合において、広く市民の意見が反映されるように努めるものとする。

2 基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

### (審議会)

第4条 阿南市環境審議会委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 環境保全に関し学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3)関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者
- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、学識経験者及び市長が適当と認める者のうちから、委嘱又は任命する。
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

第6条 阿南市環境審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7条審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の運営その他に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第8条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会より付議された事項について調査審議する。
- 3 部会に属する委員(以下「部会委員」という。)は、委員の互選による。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は部会委員の互選による。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した部会委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果について審議会に報告する。
- 8 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。ただし、決議事項は直近の審議会に報告するものとする。
- 9 部会の運営その他に関し、必要な事項は部会長が定める。

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで及び次項の規定は、平成7年7月21日から施行する。
- 2 阿南市公害防止条例施行規則(昭和44年阿南市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条削除

附則(平成18年6月30日規則第50号)抄

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。



所属	職名	氏名	備考
阿南工業高等専門学校	准教授	大田 直友	会長 海洋生態学
阿南工業高等専門学校	准教授	加藤 研二	副会長 都市計画
阿南工業高等専門学校	准教授	川上 周司	水環境
鳴門教育大学教員教育国際協力センター	国際教育 コーディネーター	細川 威典	学校教育
四国大学 全学共通教育センター	講師	松田 春菜	生物学
四国電力送配電(株)徳島支社阿南事業所	所長	安部 耕治	公害防止 協定企業
J-POWER ジェネレーションサービス(株) 港湾火力運営事業所	所長代理	下川 勝利	公害防止 協定企業
新日本電工(株)徳島工場	安全環境部長	次田 功司	公害防止 協定企業
王子製紙(株)富岡工場 安全環境管理室	マネージャー	中西 光夫	公害防止 協定企業
日亜化学工業(株)総合部門 環境安全部	部長	西山 成実	生物多様性 保全企業
阿南商工会議所	専務理事	湯浅 隆幸	商工業
阿南農業協同組合	常務理事	炭谷 幸男	農業
阿南市水産振興会	会長	甘利 和司	水産
阿南市婦人連合会	会長	紅露 清惠	市民団体
阿南女性協議会	会長	粟飯原 富子	市民団体
阿南市PTA連合会	会長	清原 裕登	市民団体
阿南市議会	議長	奥田 勇	市議会議員
阿南市議会文教厚生委員会	委員長	湯浅 隆浩	市議会議員
国土交通省那賀川河川事務所	事務所長	山本 卓男	河川行政

課長

熊尾雅彦

徳島県危機管理環境部環境首都課

資料6

# 第3次阿南市環境基本計画策定経過

月	項目	内容
2019年 10月	18日 阿南市環境調整会議	□第3次阿南市環境基本計画 改定事業説明
2020年 2月	17日 阿南市環境施策勉強ワークショップ① 講演会(環境省中国四国地方環境事務局長) 18日 阿南市環境施策勉強ワークショップ② 視察	□「第5次環境基本計画」講演 □「阿南市の地域資源」をテーマ にしたワークショップの実施 □本市内企業の環境活動視察
3月		
4月	21日 阿南市環境調整会議	□第3次阿南市環境基本計画 骨子(案)の検討
5月	◇環境に関する市民アンケートの実施 (5~6月) ◇各部局ヒアリング	
6月	1日 第1回阿南市環境審議会(書面協議)	□市長から審議会へ諮問 □第3次阿南市環境基本計画 骨子(案)検討
7月	15日 阿南市環境保全推進員会議(前期)	□第3次環境基本計画改定の 方針の講演
8月		
9月		
10月	20日 第2回阿南市環境審議会	□第3次環境基本計画(素案)の 検討
11月		
12月	◇パブリックコメント	
2021年 1月	20日 第3回阿南市環境審議会	□第3次環境基本計画の承認 □審議会から市長へ答申
2月	15日 阿南市環境調整会議	□第3次環境基本計画の承認
3月	第3次阿南市環境基本計画策定(冊子印刷)	

(敬称略)

県環境行政

2021年(令和3年)3月発行

編集:阿南市一阿南高専連携事業

### 阿南高専編集メンバー

代表:大田直友(阿南高専・創造技術工学科・化学コース) 川上 周司(阿南高専・創造技術工学科・建設コース) 東 和之(阿南高専·技術部) 坂本 真理子 (阿南高専·研究員)

イラスト:小部博正 デザイン:新谷太一

発行:阿南市市民部環境保全課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

電話 0884-22-3413



